



供 覧						
市長	助 役	部 長	次 長	課 長	係 長	係

協議会第6号
平成17年3月7日

起案・議決	17.3.8
決裁・終了	17.3.10

逗子市長 様

横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会

会 長 横須賀市長 沢田 秀男



調整会議（廃棄物担当課長）の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の出席方ご配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成17年3月29日（火） 午後2時から
- 2 場 所 横須賀市消防局庁舎3階 第3会議室
- 3 議 題 (1)平成16年度予算について
 (2)平成17年度協議会事業内容について
 (3)その他

以上

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗 子 市

決裁区分 (甲) (乙) (丙) ¹ (丙) ² (丁)		環境部 課 係		
		起 案 7・3・30	施 行 . . .	
決 裁	部長 藤 次長 生活環境課長 係長 専任主任 係 藤 川 田	決 裁 17・3・30	完 結 . . .	
		公印 使用	承認年月日 . . .	年 月 日 . . .
			保 管 者 (公印省略)	審 査 総務課長
合 議		起 案 者 氏名 伊 藤 内線 251		
指示事 項又は 注意事 項		保 存 期 間 永 15 10 7 5 3 1		
件 名 横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会廃棄物担当課長会議について				
このことについて 次 のとおり 復 命 してよろしいでしょうか。 別 紙 します。 (別紙 枚)				
平成 17 年 3 月 29 日横須賀市消防庁舎にて開催された標記の会議に出席しまし				
たところ、その概要は次のとおりでしたので復命します。				
会議概要 別紙のとおり				
環境部 事務吏員 伊藤富士男				

この情報は、逗子市
 情報公開条例に基づき
 公布したものです。
 逗 子 市

横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会

調整会議（廃棄物担当課長）

次 第

日時：平成17年3月29日（火）

午後2時から

場所：横須賀市消防局庁舎

3階第3会議室

1 議 題

(1)平成16年度協議会補正予算について

(2)平成17年度協議会事業内容について

2 報 告

広域ブロックにおける民間活力活用勉強会について

3 その他

(平成17年3月29日開催)
 横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会
 調整会議（廃棄物担当課長会議）出席者名簿

	職名	氏名
横須賀市	環境部参事（広域処理担当課長）	酒巻 幸夫
鎌倉市	資源再生部次長	高橋 理男
逗子市	環境部次長	伊藤 富士男
三浦市	環境部減量推進課長	竹内 次親
葉山町	福祉環境部環境課長	行谷 正志
神奈川県	横須賀三浦地区行政センター 環境部環境調整課長	熊野 和男

課長 八田羽
 課長 駒沢
 ↳ 環境総務課長

次長 塩沢
 ↳ 部長

課長 小暮

↳ 議事録係長

藤井部長退任
 森田部長就任
 (元環境)

案

平成16年度

横須賀三浦ブロック広域連合
設立準備協議会 補正予算

平成17年3月29日

横須賀三浦ブロック広域連合
設立準備協議会事務局

平成16年度 横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会 補正予算(案)

収入

(単位:千円)

科 目	当 初 予 算 額	補 正 額	補 正 後 予 算 額	摘 要
負 担 金	14,000	△ 9,000	5,000	
	2,800	△ 1,800	1,000	
	2,800	△ 1,800	1,000	
	2,800	△ 1,800	1,000	
	2,800	△ 1,800	1,000	
	2,800	△ 1,800	1,000	
預 金 利 子	1		1	
繰 越 金	0	512	512	
収 入 計	14,001	△ 8,488	5,513	

支出

節 ・ 細 節	当 初 予 算 額	補 正 額	補 正 後 予 算 額	摘 要
9 旅費	730	△ 543	187	
普通旅費	730	△ 543	187	旅費支給基準の見直しにより不用額が見込まれるため
11 需用費	1,807	△ 1,121	686	
消耗品費	1,479	△ 825	654	広域連合用消耗品の未執行により不用額が見込まれるため
燃料費	62	△ 30	32	
食糧費	8	△ 8	0	
印刷製本費	158	△ 158	0	議会資料を作成しないことにより不用額が見込まれるため
修繕料	100	△ 100	0	保守委託の中で修理が可能だったことにより不用額が見込まれるため
12 役務費	844	△ 52	792	
通信運搬費	692		692	
手数料	152	△ 52	100	
13 委託料	5,783	△ 5,468	315	
業務委託料	5,468	△ 5,468	0	当初計画の業務委託を見送ったことにより不用額が見込まれるため
保守管理委託料	315		315	
14 使用料及び賃借料	3,506	△ 20	3,486	
機械器具使用料	778		778	
自動車使用料	819		819	
土地建物賃借料	1,859		1,859	
有料道路使用料	50	△ 20	30	
18 備品購入費	1,256	△ 1,209	47	
庁用器具費	207	△ 160	47	広域連合用の公印などの未執行により不用額が見込まれるため
機械器具費	999	△ 999	0	協議会PCの更新を見送ったことにより不用額が見込まれるため
図書購入費	50	△ 50	0	
19 負担金	75	△ 75	0	
負担金	75	△ 75	0	
支 出 計	14,001	△ 8,488	5,513	

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗 子 市

(案)

平成 17 年度横須賀三浦ブロック 広域連合設立準備協議会事業内容

1 基本構想(素案)中間報告の見直し

- ・ 平成 16 年度実績に基づく減量化・資源化目標値の検証
- ・ 直近のデータによるごみ量、施設規模、コストの見直し

2 エコループプロジェクトの情報収集

- ・ エコループプロジェクト情報収集及び整理
- ・ 広域との比較検討データの整理

3 広域施設整備に向けた具体的な課題の検討

- ・ 広域施設整備に向けた施設別の具体的な課題の抽出及び検討

4 広域施設整備スケジュール

- ・ 広域施設別の整備詳細スケジュールの検討

5 その他

広域ブロックにおける民間活力活用勉強会

(ま と め)

平成17年3月

目 次

I 勉強会について

- 1 趣 旨
- 2 構成員
- 3 開催状況

II 検討内容

- 1 課題整理について
- 2 「行政で考え方の整理を検討するもの」について
 - (1) 災害時等における広域連携のあり方について
 - (2) 契約方法について
 - (3) 委託効果の検証について
- 3 「事業主体に説明を求めるもの」について
- 4 「県の考え方を求めるもの」について

III まとめ

< 資 料 >

- ・資料1 エコループプロジェクトの課題について
- ・資料2 災害時等における広域連携のあり方について
- ・資料 3-1 エコループセンターとの契約方法について
- ・ 3-2 ELPとPFIを活用した廃棄物処理事業との比較表
- ・ 3-3 【特定課題】ELCとの契約の手法等についての検討
- ・資料4 エコループプロジェクトの効果検証について
- ・資料5 質問事項に対する回答(㈱エコループセンター)
- ・資料6 プロジェクトファイナンスの概要
- ・資料7 ブロックの質問事項に対する県の考え方について
- ・参 考 エコループプロジェクトの経緯と概要

I 勉強会について

1 趣 旨

- ごみ処理広域化においては、ブロックの区域を越えた、より広域的な課題として民間活力の活用を挙げている。また、昨年、エコループプロジェクトが民間から提案され、現在、(株)エコループセンターが平成16年度末を目途に事業化調査を行っているところである。
- こうした中で、プロジェクトへの参加の有無にかかわらず、行政の立場から、このプロジェクトの提案内容を検証することが必要であるとの認識から、希望する広域ブロックと県とで民間活力としての活用可能性や課題等について検討する勉強会を発足した。

2 構成員 ※別紙のとおり

- ごみ処理広域化計画におけるブロック（横浜及び川崎を除く）
- 神奈川県

3 開催状況

【第1回勉強会】

- (日時) 平成17年1月28日(金) 13:15～15:15
- (会場) 横浜情報文化センター
- (議題) ○検討体制・方法について
- 検討課題について
- 今後のスケジュールについて

【第2回勉強会】

- (日時) 平成17年2月 9日(水) 14:00～16:00
- (会場) 神奈川自治会館
- (議題) ○検討課題の整理について
- 今後の進め方について

【第3回勉強会】

- (日時) 平成17年3月 2日(水) 14:00～16:30
- (会場) 神奈川中央農業会館
- (議題) ○エコループプロジェクトについて
- 検討事項について
 - ・契約方法について
 - ・災害時等における広域連携のあり方について

【第4回勉強会】

(日時) 平成17年3月17日(木) 14:00~16:00

(会場) 波止場会館

(議題) ○検討事項について

- ・契約方法について
- ・委託効果の検証について

○勉強会のまとめについて

【第5回勉強会】

(日時) 平成17年3月25日(金) 15:00~16:30

(会場) 波止場会館

(議題) ○勉強会のまとめについて

II 検討内容

1 課題整理について

- 民間から提案されたエコループプロジェクトについて、行政として検討を要する主な課題を、『事業の継続性』、『契約関係』、『委託効果の検証』の3つに分け、これに沿ってブロックから出された意見等を踏まえて、プロジェクトの活用を見極めるにあたり「検討を要する事項」を整理した。

(※資料1「エコループプロジェクトの課題について」参照)

- 整理した「検討を要する事項」については、その性質に応じて次のように分類し、
 - * 「行政で考え方の整理を検討するもの」については、ワーキングを設けるなどして検討を進めた。
 - * 「事業主体に説明を求めるもの」については、(株)エコループセンターに回答を求めた。
 - * 「県の考え方を求めるもの」については、県に回答を求めた。

2 「行政で考え方の整理を検討するもの」について

「行政で考え方の整理を検討するもの」については、次の3つのテーマごとに検討した。

(1) 災害時等における広域連携のあり方について

- エコループプロジェクトの対象地域は広く、事故や大規模災害等によりこの施設が停止した場合の対応策についての広域連携の構築に向けた課題整理を行った。

(※資料2「災害時等における広域連携のあり方について」参照)

(2) 契約方法について

- エコループプロジェクト(ELP)は、廃棄物の総合的な処理を民間の手で大規模に行おうという従来にはない新たな手法であり、その事業スキームがPFI事業に多くの点で類似していることから、PFI事業とELPとの比較を行い、ELPの持つ課題の整理等を行った。また、具体の検討については、ワーキングを設置し検討した。

(※資料3-1「エコループセンターとの契約方法について」、

資料3-2「ELPとPFIを活用した廃棄物処理事業との比較表」参照)

- PFI事業とELPとの比較により整理した課題のうち契約の手法等について、法令や判例等を踏まえた検討を加えた。

(※資料3-3「【特定課題】ELCとの契約の手法等についての検討」参照)

(3) 委託効果の検証について

- エコループプロジェクトの活用により期待される効果について、今後、具体の事業内容を踏まえた検証を要すると思われる項目を整理した。

(※資料4「エコループプロジェクトの効果検証について」参照)

3 「事業主体に説明を求めるもの」について

- 「事業主体に説明を求めるもの」について、エコループプロジェクトの事業主体である㈱エコループセンターから説明を受けた。

(※資料5「質問事項に対する回答」参照)

- また、特にプロジェクトファイナンスは、事業スキーム上の重要な要素であるため、概要について説明を受けた。

(※資料6「プロジェクトファイナンスの概要」参照)

4 「県の考え方を求めるもの」について

- 「県の考え方を求めるもの」については、現時点での県の考え方が示された。

(※資料7「ブロックの質問事項に対する県の考え方について」参照)

Ⅲ まとめ

- 今回、民間から提案されたエコループプロジェクトについて、行政として内容を検証する必要があるとの認識から、勉強会という形で広域ブロックと県が協力して課題を整理し、検討を行った。
- 勉強会は、昨年11月にエコループセンターから提案されたのを受けて1月に発足したことから、限られた時間の中であり、また、事業主体がまだ事業化調査期間中の検討であることなどから、多くの課題は整理のレベルでとどまっており、さらに検証を深める必要がある。
- 今後、エコループプロジェクトの事業化方針が決定された段階では、本勉強会での整理を踏まえて、さらに課題の解決に向けた検討会などを設置することが望ましい。

(別紙)

広域ブロックにおける民間活力活用勉強会メンバー

ブロック名	勉強会メンバー (所属・職名・氏名)		
	横須賀三浦	横須賀市	環境部循環都市推進課広域処理担当主査
鎌倉市		資源再生部施設建設担当担当課長	久保田 宏
逗子市		環境部生活環境課主幹	山口 廣吉
三浦市		環境部減量推進課主幹	石渡 秀朗
葉山町		福祉環境部環境課長	行谷 正志
湘南東	茅ヶ崎市	環境部長	原 公夫
		環境部ごみ対策課長	難波 寛
湘南西	平塚市	環境部環境政策課廃棄物対策担当課長	清水 正夫
	秦野市	環境農政部長	高橋 生志雄
大和高座	大和市	環境部環境保全課長	倉本 英雄
	海老名市	市民環境部資源対策課長	古川 晴知
	座間市	市民環境部資源対策課長	片野 廣史
	綾瀬市	環境市民部環境保全課長	久保田 豊
厚木愛甲	厚木愛甲環境 施設組合	事務局長	加藤 秀夫
		事務局次長	小野澤 正巳
相模原津久井	相模原市	環境事業部清掃総務課 課長代理	萩原 英治
県西			
小田原市 足柄下 足柄上	小田原市	環境部長	梅津 菊三
	南足柄市	市民部環境課廃棄物行政推進担当課長	古谷 俊郎
	中井町	民生部生活環境課長	星野 武夫
	大井町	環境部環境保全課長	二見 克彦
	松田町	町民福祉部町民環境課長	山口 千江
	山北町	町民福祉部環境防災課長	小宮 寛
	開成町	町民サービス部環境防災課長	内藤 登
神奈川県	廃棄物総合対策担当部長		森田 茂實
	環境農政部参事		長井 眞一
	環境農政部広域化調整担当課長		福井 秀則
	環境農政部廃棄物対策課 課長代理		野中 幸裕
計			27名

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

< 資 料 >

- 資料1 エコループプロジェクトの課題について
- 資料2 災害時等における広域連携のあり方について
- 資料3-1 エコループセンターとの契約方法について
 - 3-2 ELPとPFIを活用した廃棄物処理事業との比較表
 - 3-3 【特定課題】ELCとの契約の手法等についての検討
- 資料4 エコループプロジェクトの効果検証について
- 資料5 質問事項に対する回答（㈱エコループセンター）
- 資料6 プロジェクトファイナンスの概要
- 資料7 ブロックの質問事項に対する県の考え方について
- 参 考 エコループプロジェクトの経緯と概要

エコループプロジェクトの課題について

課題項目	㈱エコループセンターからの 提案内容（抜粋）	検討を要する事項
<p>1 事業の 継続性 について</p> <p>(1) 処理施設 の継続性</p> <p>ア 事故等へ の対応</p> <p>○環境へ の負荷防 止対策</p> <p>○施設で 採用する 処理技術 の安全性 ・安定性</p> <p>○事故発 生時の対 応</p> <p>イ 大規模災 害時への 対応</p>	<p>○ 処理施設からの環境負荷を軽減するため、法令の基準よりも厳しい自主規制値を設定して、環境負荷削減のモデル施設を目指す。</p> <p>○ 焼却・溶融施設、発電施設等の個々の施設は既に確立した技術を採用する。</p> <p>○ 故障、事故等において施設が一度に全て停止に陥ることがないように、複数系列化を考えている。</p> <p>○ ELCは市町村との契約の中で、適正処理義務に関し、適正な情報の開示並びに緊急事態対応の報告などが義務づけられるほか、事故時における他施設の利用費用等の問題の明確な規定、並びに不測の事態に備えて積立金等の内部留保を厚くする等の対策をとる。また保険等によるリスク分散の対応等、運営面における対応にも十分配慮する。</p> <p>○ 炉等の主要施設は震度7に耐える強度耐震対策を施す。</p> <p>○ 大地震などの天災時に処理施設が存続できなくなった場合、県等の協力を得て、周辺の処理施設に処理委託することが可能となる更なる広域連携の対策や、施設の復旧に公的支援の投入という考え方を構築しておく必要がある。</p>	<p>〈災害時における広域連携のあり方〉</p> <p>○ 大規模災害時への対応として、周辺処理施設に処理委託する広域連携を考えているが、現実の問題として輸送ラインの寸断などでどのように対応するのか災害時における対応を検討する必要がある。</p> <p>○ 横浜市、川崎市以外のすべての市町村が参加すれば、県内の廃棄物処理施設は、横浜・川崎市域を除いて県内1ヵ所となる。また、大地震の場合は、県内を含め周辺都県も含め影響を受けられる。したがって県域を越えた危機管理体制が必要であり、それを早期に明確にすべきである。</p> <p>○ 「大規模災害時への対応」については、エコループプロジェクトだけの課題ではなく、県内全域の課題では。</p> <p>○ 市町村としてエコループセンターに事業を委託した時点で、代替の処理施設がなくなるものと考えている。そのため、万一、エコループセンターで処理できなくなった場合の万全の体制を取っておく必要がある。しかしながら、エコループセンターの見解は、市町村が納得できるものではないと考える。神奈川県として、災害時を含めた事故等故障時においても八都県市と連携を取り、処理する体制を確保するなどの措置が必要である。</p> <p>○ 大規模災害に対する対策について「8都県市はもとより、より全国的な相互応援体制の中に組み込んでいただくようにELCは要請する。」としているが、より全国的な応援体制とは何か。その体制作りについて県の役割は何か。</p> <p>〈災害時の負担について〉</p> <p>○ 事故発生による損害に対する市町村とELCとのリスク負担について具体的事例を基に検討する必要がある。</p> <p>○ 災害時の施設復旧の公的支援の具体的な考え方</p> <p>○ 「施設の復旧に公的支援の投入という考え方が必要」としているが、考え方とは具体的に何か。</p>

課題項目	㈱エコループセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事故時における他施設の利用費用等の問題」とは何か。 ○ 具体的な契約内容案を明示されたい。 ○ 処理料金目安について、処理規模の違いは内部留保金の額に影響があるだけで、処理料金は変動しないと説明があった。内部留保金がリスク対応を目的としているとすれば、処理規模別のリスク対応に係る想定経費をFS期間中に明確にし、開示すべき。 <p>〈環境負荷に対する考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市域、川崎市域を除く神奈川県全域を対象とするプロジェクトであり、その施設が山北町に集中する。法令の基準より厳しい自主規制値を設定するということだが、山北町にとって環境が現状より良くなることはない。市町村がELCに委託した場合、結果的に山北町に迷惑をかけることになる。委託市町村としても安全性を検証する必要があるので、新たな環境負荷を具体的な数値で明らかにすべきである。 <p>〈施設の安全性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却・熔融等の施設で採用する処理技術等の明示 ○ 「処理施設については、相互補完が可能」としているが、同時に稼働支障が出た場合は想定しているか。県内の廃棄物処理を1箇所に集中することからも、万一に備え検討すべき。 ○ 「確立した技術」については、安全性も立証されていることも必要。 ○ 施設建設予定地は深さ 50mを超える巨大な採石穴を汚泥や残土で埋め戻す土地であると聞いており、これが事実だとすれば、活断層が近くを走っていることもあるので、プラントや建築物の耐震設計だけでなく、不等沈下や地震時の流砂現象を防ぐために地盤改良あるいは基礎工事等についても災害対策が必要と考えるが、このことについての事実関係及びELCとして地盤に対してどのような安全対策を検討しているのか確認したい。
(2) 事業主体 の継続性	○ 事業主体の継続性を担保するため、プロジェクトファイナンスを設定する。	<p>〈プロジェクトファイナンス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村はプロジェクトファイナンスや銀行との直接契約など、普段ほとんど

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

課題項目	(株)エコープセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
<p>○民間事業であるための倒産等によるリスクへの対応</p>	<p>○ プロジェクトファイナンスは、返済原資を特定事業（エコーププロジェクト）のキャッシュフローとし、担保を事業の資産・権利に限定する。金融機関は事業における様々なリスク分析を行い、本事業が安定して継続できる仕組みとなっているかを判断した上で、ELCが自己の判断にて事業を放棄することのできない契約とすることで融資が実行される。</p> <p>○ ELCによる受託の継続が不可能な状態となった場合、その対応については今後の協議によるものとする。詳細は金融機関を中心に市町村と協議の上、再構築を練ることとなる。その結果、経営が他者に変更されることもある。なお、かかる事態への対応も含め、市町村と金融機関の間で直接契約の締結を前提としている。</p> <p>○ 本プロジェクトは公益的事業であり、かつ社会の基本的インフラを構成する安定的継続的事業と位置づけられる。その検討を客観的に行うため、他の事業の損益に影響されないよう本事業のみを行うSPC(特別目的会社)とした。</p>	<p>経験したことがない対応を求められている。神奈川県として、積極的にそのシステムを市町村に説明することや、率先して事業主体の継続性を確保するなどの対策を検討願いたい。</p> <p>○ プロジェクトファイナンスのより詳細な説明を求めたい。</p> <p>○ 特別目的会社は他事業の損益に影響されず、安定的継続的事業を本当に行えるのか。</p> <p>○ 金融機関のリスク分析等の情報提供</p> <p>○ 「本事業が安定して継続できる仕組み」か否かの判断には、市町村からの一般廃棄物処理の委託により一定のごみ処理量が確保されることであり、このためELCは、1月中に市町村の意向表明を求めている。しかし、県内市町村では、その方法を含めこの時点での意思表示は困難だとしていると思われる。その状況下で、ファイナンス側は「本事業が安定して継続できる仕組みか否かの判断」の要件をどう考えているのか。</p> <p>○ 「エコーププロジェクト自体の安全性や事業の継続性の担保等を検証していく」としているが、検証時期はいつ頃を予定しているか。</p> <p>〈直接契約〉</p> <p>○ 事業者が純粋の民間企業であるため、倒産等により事業継続が不可能となった場合の対応は最大関心事項である。金融機関との直接契約の内容も含め、事前の明確化が必要。</p> <p>○ 市町村と金融機関の間で締結する協定の具体的内容を確認する必要がある。</p> <p>○ 市町村と金融機関との間で直接契約を前提として、倒産等における対応を検討しているが、ELCに委託を行う民間企業に対しても、同様な債務的権利を継承させなければ、市町村が不利的条件を課せられるのではないか。</p> <p>〈その他〉</p> <p>○ 神奈川県の実業主体の継続性に対する考えを市町村に明確にすべきである。</p> <p>○ 経営が他者に変更される場合としては、天災の他にはどのようなものを想定しているか。</p>

課題項目	㈱エコループセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
<p>2 契約関係について</p> <p>○ E L C に委託する場合の契約方法について</p> <p>随意契約の場合その理由。</p> <p>透明性、競争性、公正性の観点も含め。</p>	<p>○ 本事業は装置産業であり、ある程度参入が制約されることは鉄道、電力、ガス事業等から判断しても許容されるべきことと判断している。公正で適格な事業経営が担保できる仕組みを作ることで対処していく考えである。</p> <p>ア 長期契約</p> <p>○ 長期契約は15年程度を想定しており、その中で市町村から一般廃棄物を長期にわたって処理委託がなされることを明確にする。</p> <p>○ 市町村との長期契約は、金融機関からプロジェクトファイナンスを受ける上での必須な条件となる。</p> <p>○ 委託する各市町村が長期債務負担行為を設定することが必要。</p> <p>イ 金融機関との直接契約</p> <p>○ E L C の経営継続が不可能となった場合、事前に事業の再建について金融機関と市町村が協議する内容の直接契約の締結を求める。</p>	<p>〈随意契約理由〉</p> <p>○ 随意契約理由の明確化</p> <p>○ 長期にわたる随意契約により、公正な契約金額の設定が阻害される懸念が生ずる。競争入札による契約など市町村の現行の契約方法との整理が必要。</p> <p>○ E L C との随意契約については、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による『その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき』に該当する」としているが、現時点で「処理実績のない事業者」との間に随意契約や長期債務負担行為について議会の承認を得ることは困難である。</p> <p>〈債務負担行為〉</p> <p>○ 市町村として、ごみ処理事業で長期債務負担行為を設定することは現時点では難しいと考える。このプロジェクトが神奈川県35市町村を対象にしていることを考えれば、県として契約方法や一般廃棄物の処理委託に関する簡易な対応方法等の考えがあるのではないかと。</p> <p>○ 長期債務負担行為設定の条件、法的裏付けの整理が必要。</p> <p>○ 長期債務負担行為の地方自治法上における運用方法</p> <p>○ 市町村の長期契約はプロジェクトファイナンスの必須条件であり、長期契約には債務負担行為の設定が必要である。すなわち、予算(債務負担行為)の成立をもってプロジェクトファイナンスが成立するということだが、現実には予算化の条件として事業化の成立は必須であり、この事業化の成立にはプロジェクトファイナンスの成立及び増資の成立が必須であると解する。この「鶏と卵の関係」をE L C はどう打開するつもりか。</p> <p>〈直接契約〉</p> <p>○ 契約の具体的な内容を検討資料として提示してほしい。</p> <p>○ 金融機関との直接契約の具体的な内容の確認</p> <p>① 金融機関と市町村の直接契約の双方の債務、債権などその内容を明確にすべきである。</p>

課題項目	(株)エコープセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
		<p>〈長期基本契約〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期基本契約とは何か。また、途中解約が可能であるか。
<p>(2) 適正な処理価格の担保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争原理が十分働かない場合などへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主体、関係自治体等を委員とする経営監理委員会を設置し、委員会に経営に関する情報を開示し、処理料金、適正処理に関する調査権を有するようにする。 ○ 経営監理委員会を設けるが、さらに事業への関与を強くするため、出資要望がありうると理解している。 	<p>〈処理価格の算出根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理経費について算出根拠を明確にし、行政側として適正価格であるのかを検証する必要がある。 ○ ELCが提示している処理価格の具体的な検証が必要である。 <p>〈処理料金改定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理料金改定方法の検討
<p>(3) 経営監理委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営監理委員会の役割、権限、機能の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営監理委員会は、委託者である市町村が、本事業の内容を常時確認・検証する機関として位置づけられている。 ○ ELCは経営に関する情報を経営監理委員会に開示する。経営監理委員会は処理料金の設定その他経営に関する基本的事項及び適正処理に関しての調査権を有するものとして考えている。 ○ 事故の処理にあたっては、原因の究明、被害回復、再発防止が重要であり、これらの調査・対策はELCと経営監理委員会が共同して主体となって対応する。調査の結果、責任の所在が明らかになった場合には、法律に基づき対応することになると思われる。 	<p>〈経営監理委員会の権能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営監理委員会の権能の検討 ○ 経営管理委員会の権限を株主、金融機関との関係で明確にする必要がある。 ○ 経営監理委員会の位置付けや役割が明確でない。 ○ ELC事務局からは「金融機関が、委託者である市町村が経営監理委員会に参加するのは経営上支障が生じる恐れがあると言っているので、市町村は参加できなくなった」という説明を受けたが、これはELCとしての方針なのかどうか確認したい。経営監理委員会に市町村が参加できないとすれば、経営監理委員会の位置付け、あるいは機能はどのようなものになるのか、また、委託した市町村が事業の内容をチェックできるシステムが、経営管理委員会に代わって設置されるのか確認したい。 <p>〈出資〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理委員会の権限を強め、委託市町村の事業への関与を強めるためには、県及び市町村の出資も検討すべきと考える。
<p>(4) 中継施設の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備が条件とされている中継施設の機能、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中継施設の主機能として、パッカー車とコンテナの計量機、受入ホッパ、破碎設備(粗大ごみ用)、圧縮設備、コンテナ移動設備、集塵・脱臭設備がある。その他給排水、電気・計装設備等のユーティリティが必要となる。 ○ 中継施設の整備費用は立地条件により大きく変動する。インフラの整備された適切な用地があり、 	<p>〈中継施設の整備費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中継施設の整備費算出の検討 ○ 中継施設の標準的な整備及び維持管理費用の算出 ○ 必要敷地面積等規模を含めて、もう少し精度の高い費用積算が必要。焼却施設など既存の施設を含めた中間処理施設を転用する場合の工期、概算費用も知りたい。 ○ 中継施設を設置する場合、臭気対策、

課題項目	㈱エコループセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
<p>規模、廃棄物の種類・量に応じた保管・積込方法等の早期明示</p>	<p>諸機械が整っている場合においてはさほど設備投資はかからないと思料される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中継施設の整備費用については、個々の市町村の設備条件を確認・整理した上で、はじめて精度の高い費用の積算が可能となる。ELCとしては個々の市町村からの要望を受けてその作業を行うこととしている。 ○ 既存市町村中間処理施設の有効活用を想定している。 	<p>水処理対策の問題がある。特に、財政負担を踏まえ、臭気対策を考慮すると、収集したごみは、即日、処理施設へ運搬する必要があると思料するが、いかがか。この場合、要施設規模は大きくなるものと思われるが、施設規模の算定基準を示してもらいたい。</p> <p>〈既存施設の利用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間処理施設の跡地利用あるいは転用をする場合のタイムラグの解決方法 ○ 既存施設の具体的利用方法の明示 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道輸送に対する危機管理について「トラック輸送等の代替策」を考えているとのことだが、同時にコンテナ内の保管もあるように聞いた。この場合、コンテナの保管場所は中継施設か。その規模はどの程度を予想するのか。 ○ 中継施設については、今後の交付金の対象になるのか。
<p>(5) その他</p>		<p>〈部分委託〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の焼却施設から排出される焼却灰など一部の受け入れも可能か。また、その場合でも事業の継続性は担保できるか。

課題項目	(株)エコループセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
<p>3 委託効果の検証について</p>	<p>(1) 委託効果の検証</p> <p>○委託により期待される資源化の推進、コスト、環境対策面等における主な効果についての検証</p> <p>○ エコループプロジェクトは、廃棄物の性状による処理と資源化を徹底する計画であり、厨芥ごみや剪定枝などが焼却されずに再資源化されることにより、現状に比べて焼却量の割合は20%程度減少する。</p> <p>○ 大規模施設による大量処理によってスケールメリットを生かした経営が可能であり、現状と比較して安価な廃棄物受入価格が設定可能となる。</p> <p>○ 広域物流にはコンテナ利用の鉄道輸送を適用することで環境負荷の軽減に寄与する。</p> <p>○ 処理施設周辺に対する影響を把握するため、敷地内及び敷地境界周辺における大気、水質等の環境監視システムを導入する。</p>	<p>〈検証方法〉</p> <p>○ 委託によるコスト、環境対策面での比較が必要。</p> <p>〈物流〉</p> <p>○ 「物流費として1t当たり4,000円程度必要となる」とされているが、想定した中継施設からJR御殿場線駿河小山駅までの運搬経費について、日本貨物鉄道や収集運搬業者に問い合わせたところ、1t当たり約9,000～11,000円という試算結果になった。この試算結果が正しければ、処理料金と合わせた委託コストが非常に高額になってしまうことから、ELCにおいて日本貨物鉄道等に確認し、貨物料金表などのバックデータを示した上で、早急に正確な物流費(運搬費)を提示してもらいたい。</p> <p>○ 駿河小山駅から計画地までの引込線について、「鉄道の敷設は技術的に難しく日本貨物鉄道は断念した。」、また「引込線は鮎沢川と国道246号線を跨ぐ橋梁を整備しなくてはならない上、運行面でもコストがかかる」といった情報があるが、事実関係を確認したい。また、この情報が事実だとすれば、誰が引込線を整備し、運行・維持管理を行うのか、またこの費用は委託コストにどのように跳ね返ってくるのか確認したい。</p> <p>〈ごみ減量によるコスト上昇〉</p> <p>○ 各市町村がごみを大幅に減量すれば委託量の減量につながり、処理コストの上昇につながる恐れがある。その対応を整理しておくことが必要ではないか。</p> <p>〈その他〉</p> <p>○ 大量焼却主義の固定化につながるのではないかという批判が一部にあり、エコループプロジェクトに参加することによって、各市町村の減量化、資源化が推進されるということを明確にする必要がある。</p>

課題項目	(株)エコループセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
4 その他		<p>〈事業化見込み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業化の最低規模は100万人、一般廃棄物の数量はパワーセンター700t/日、有機物資源化センター200t/日としているが、現段階でその数値が本当に見込めるのか。 ○ 事業化のスケジュールに変更はないか。 ○ 一廃、産廃の量について、現在調査の精査などFSはどこまで進んでいるのか。 <p>〈貨物駅対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物駅に大量の廃棄物コンテナが集中することが予想され、既に地元住民から反対の抗議を受けているが、住民への説明責任は事業者であるELCが負担すべきと考えるが、ELCの対応について確認したい。 <p>〈物流新会社〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村とELCとの役割分担の中で、コンテナの積み替え、コンテナ輸送はELCの役割としており、1月時点の回答では「中継施設からのコンテナ輸送に関しては別会社を新設する予定である。」、また距離による運搬経費格差について「現時点では運搬経費を一律にする予定しているが、市町村との協議により決定したい」としている。ここでいう「物流新会社」とはどのようなものか、設立予定時期はいつなのか、またELCとの関係はどうなるのか。更に運搬経費はどのようにして決まるのか確認したい。 <p>〈協力企業との関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ELCが協力企業と打合せをしている内容はどこまで進んでいるのか資料を開示すべきである。 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県では、今後他の事業者からプロジェクトの提案があった場合、行政の立場から今回同様に県下一斉に提案内容を検証する勉強会を行うのか。 ○ 処理コストが安い事業者が提案してきた場合、神奈川県としてはELCから当該事業者に積極的に関わる可能性があるか。

課題項目	(株)エコループセンターからの 提案内容 (抜粋)	検討を要する事項
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ELC」が設立したことによる県の見解が何時になっても見えてこないため、「ELC」については、あくまでも民間組織なため検討については、各市町村に委ねるとのこと。) 選択の判断が困難な状況である。 ○ 県がリーダーシップをとることが望ましいと考えられる。このままでは、いつまでたっても平行線で判断はつかない。 ○ ごみ処理広域化とエコループの関係についても、神奈川県として今後、どのような姿勢で対応していこうと考えているのか明確にしていきたい。 ○ 事業が動き出せば、今まで以上に、県として、「本事業に対する明確なスタンス」や「自区内処理責任の考え方」などが求められるのでは。

災害時等における広域連携のあり方について

1 現状における広域連携

(1) 通常操業時における協力

施設の定期改修や故障等により一時的に処理能力が低下する場合については、これまでも個々の市町村・組合間において相互協力（一時的な処理委託）が行われている。

また、ダイオキシン類恒久対策のような法令改正に伴う改良工事のため、一定期間県下全域で処理能力の低下が想定されるような場合には、県が各市町村等の工事スケジュールや受入能力等を調査し、県全体の処理能力確保のための調整を図ってきたところである。

(2) 災害時における広域連携

大規模地震などの災害時における広域連携については、次のような体制が構築されている。

ア 市町村間における連携体制

「市町村災害廃棄物等処理計画」等において、災害時における他市町村との相互援助体制、支援要請とその受入方法などについて定めている。

イ 県下の廃棄物関係団体との連携体制

県と県下の廃棄物関係団体（社団法人神奈川県産業廃棄物協会等）との間で、災害時に市町村から県に支援要請があった場合の協力について協定を締結している。

ウ 県域を越えた連携体制

県域を越えた広域連携体制について、次の各区域において相互応援の協定を締結している。

- ① 八都県市 …… 八都県市災害時相互応援に関する協定
- ② 関東地方 …… 震災時等相互応援に関する協定（関東地方知事会）
- ③ 全 国 …… 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会）

2 エコループプロジェクトの活用による課題

(1) エコループプロジェクトの活用による影響

現在（平成 17 年 3 月）、県下では 38 の市町村設置の焼却施設が稼働中であるが、エコループプロジェクトの活用により、これら焼却施設の集約化・大規模化が想定され、それに比例して施設停止時の影響も増大すると考えられることから、より一層のバックアップ体制（広域連携）の整備が求められる。

(2) エコループプロジェクトを活用する場合の広域連携のあり方

ア 具体的な連携体制の構築

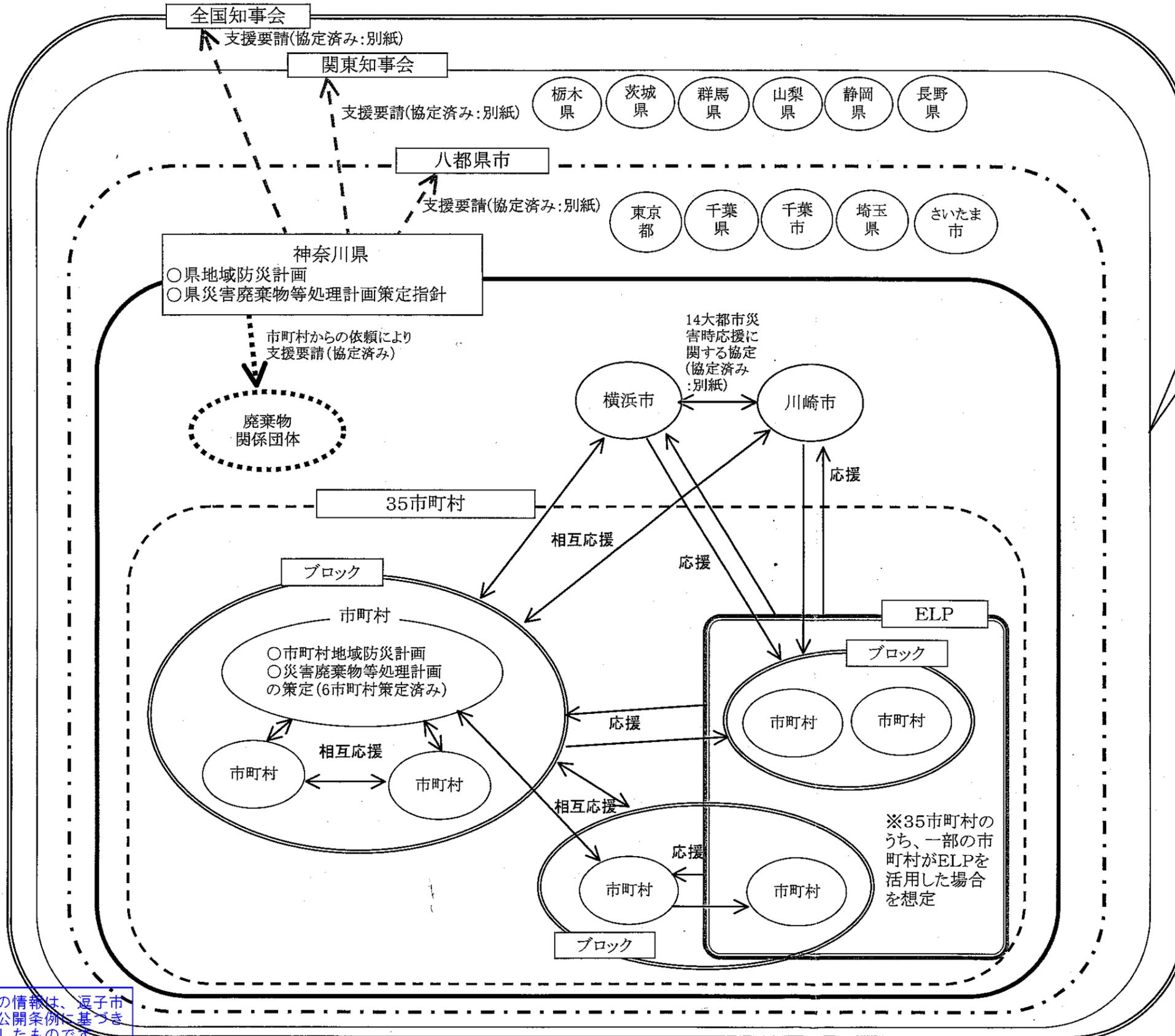
エコループプロジェクトを活用する場合の広域連携については、上記の影響を勘案し、1(2)に示した各連携体制の強化を図る一方で、プロジェクトの進捗（処理量の増加）を踏まえ、相応の処理能力が確保される相手方との具体的な連携体制を構築する必要がある。

イ 相互協力体制の構築

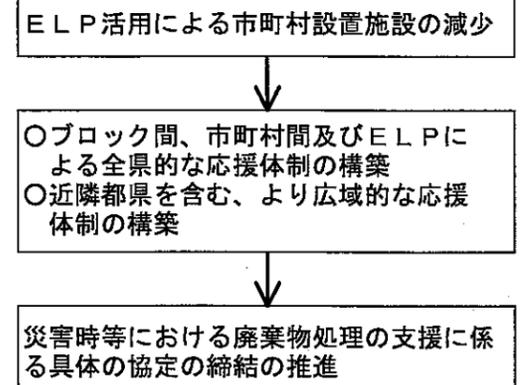
上記アのような連携体制を構築するには、当然のことながらエコループプロジェクト側も災害時等における処理を引受けること（相互協力体制）が求められるため、この点について事業会社であるエコループセンターとの確認、協議が必要になると考えられる。

災害時等における広域連携のあり方について(案)

<ELP活用の視点からの構築すべき連携のあり方(概念図)>



広域連携の構築



<ELP施設全停止時の対応>

	事故による施設全停止時の対応	大規模災害による施設全停止時の対応
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○処理施設を有する県内市町村 (ブロック内外)へ処理を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で稼働可能処理施設を有する市町村 (ブロック内外)へ処理を依頼 ○廃棄物関係団体へ処理を依頼 ○県外自治体へ処理を依頼
県	<ul style="list-style-type: none"> ○県内における処理依頼の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内における処理依頼の調整 ○県外への処理依頼の調整

(注) 廃棄物関係団体とは次の3団体を指す。
 ○(社)神奈川県産業廃棄物協会
 ○(社)神奈川県建設業協会
 ○(社)神奈川県建物解体業協会

エコループセンターとの契約方法について

1 検討の趣旨

株式会社エコループセンター（以下「ELC」）から提案されている事業（エコループプロジェクト。以下「ELP」という。）は、廃棄物の総合的な処理を民間の手で大規模に展開しようとする試みであり、従来にはない新たな手法によるものである。

一方で、ELPは、民間企業による公共的事業であること、建設費等の資金調達に事業参加企業からの出資金と金融機関からのプロジェクトファイナンス等によるとされていること、委託者である市町村に長期継続契約を求めていることなど、その事業スキームは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法：Private-Finance-Initiative）に基づく事業（同法の趣旨に則った事業を含め、以下「PFI事業」という。）に多くの点で類似している。

以下の検討は、行政側としてELPの活用可能性を検討するにあたり、これと類似するPFI事業の基本的性格及び事業実施において行政側が留意すべきとされている事項について、両者を比較することにより、ELCとの契約に至るまでの課題を明らかにしていこうとするものである。

2 ELPとPFI事業との比較項目の整理

ELPとPFI事業との比較にあたっての項目については、PFI法の基本方針（H12総理府告示第11号）、及び内閣府（民間資金等活用事業推進委員会）が公表しているPFI事業に関する次の各ガイドラインを参考に整理した。

- (1) PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（H13年1月22日）
- (2) VFMに関するガイドライン（H13年7月27日）
- (3) PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（H13年1月22日）
- (4) モニタリングに関するガイドライン（H15年6月23日）
- (5) 契約に関するガイドライン（H15年6月23日）

※ 基本方針及びガイドラインの内容は、内閣府PFIホームページ <http://www8.cao.go.jp/pfi/> 参照

3 ELPとPFI事業との比較

別添資料「ELPとPFIを活用した廃棄物処理事業との比較表」から、比較項目ごとの相違点について次のとおり整理した。

(1) 事業の性格

PFI法の基本方針では、PFI事業の5原則（公共性原則・民間経営資源活用原則・効率性原則・公平性原則・透明性原則）、3主義（客観主義・契約主義・独立主義）が掲げられており、またPFI事業による成果として、低廉・良質なサービスの提供、官民の適切な役割分担、民間の事業機会の創出が期待されるとしている。

ELPの場合においても、上記5原則・3主義のうち、公共性及び民間経営資源活用の原則並

びに契約主義についてはPFI事業と同様であるといえる。

一方、効率性原則及び客観主義については、ELCの提案書では「効率的かつ効果的に行う事業」とされているものの、現時点ではELPの効率性について、公共側による客観的な評価に基づく効果検証がなされていないため、これらが確保されているかについては、今後検証が必要である。

また、公平性原則については、ELPがELCからの提案事業であることから、事業者選定等の他の民間事業者との公平性、競争性を求められる場面そのものがないといえる。

さらに、透明性原則については、ELPが民間からの提案事業であることから、PFI事業とは公共側が主体的に情報公開できる範囲が異なるものと考えられる。特にELPが併せて実施しようとしている産業廃棄物処理事業に関する情報が不十分な場合には、公共側による独立主義(事業部門の経理上の独立性確保)の検証が十分に行えない懸念がある。

これらのことから、事業に期待される成果である低廉・良質なサービスの提供や官民の適切な役割分担による財政資金の効率的利用についても、公共側による具体的な検証結果を待つ必要があるものと考えられる。

(2) 事業形態

ELPの事業形態は、SPC (Special-Purpose-Company: 特定目的会社) であるELCが施設を建設し、以降これを所有・運営して事業を継続するものとなっており、これはPFI事業におけるBOO方式 (Build-Own-Operate) と同様のものである。

(3) 事業のプロセス

PFI事業では、まず公共側による事業の発案があり、当該事業がその分野、形態、規模等に鑑みPFI事業として適合性がある場合(すなわち民間活用により効率的かつ効果的に実施される場合)に実施方針が策定される。その後、VFM (Value-For-Money) 評価の結果、PFI事業として実施することが適切であると認める事業について特定事業の選定を行い、当該特定事業を実施する民間事業者の募集、評価・選定を行うこととなる。

一方、ELPの場合、まず事業用地の確保も含めた民間からの提案があり、事後に公共側に対するELPへの参加意向確認が行われている。そのため、上記PFI事業の場合における事業の発案、事業選定、事業者の選定のプロセスがない。

(4) VFMの評価

PFI事業では、上記(3)記載のとおり事業選定にあたってVFM評価が必ず実施される。VFM評価では、当該事業を公共自ら実施する場合の財政負担見込額(PSC: Public-Sector-Comparator)とPFI事業として実施する場合の財政負担見込額(PFI事業のLCC: Life-Cycle-Cost)との比較を行う。また、事業内容が明確になった段階では、同一財政負担水準におけるサービス水準の向上も評価に加えることができるとされている。

ELPの場合、現時点ではELCによる事業化調査が行われている段階であり、上記(1)、(3)に記載のとおり、PSCとELPのLCCとの比較、あるいはサービス水準向上の有無については、今後公共側による検証が必要である。

(5) リスク分担

PFI事業では、想定されるリスクを可能な限り明確化したうえで、「リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担する」とこととされている。想定されるリスク要素及びその分担については、公共側が実施方針策定の時点で可能な限り明確化し、民間事業者における当該事業への算入検討が容易になるようにすることとされている。

ELPの場合、現時点でELCからリスク要素及び分担が提示されており、そのリスク分担の考え方はPFI事業の場合と同じであると考えられるが、今後さらに公共側による提示されたリスク要素、リスク分担が適切であるか否かの検討が必要である。

(6) モニタリング

PFI事業におけるモニタリングとは、事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかを確認する手段であり、公共側の責任において、事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）することである。

公共側は、適正な公共サービスの提供を担保するため、事業者に定期的な事業実施及び財務の状況報告を求めること、要求するサービス水準が満たされない場合の必要かつ合理的な措置（支払対価の減額、契約解除等）をとること、物価変動や採用技術の陳腐化等による支払対価の変更の仕組みなどを規定することが必要とされている。

ELPの場合、適正処理の確認、処理料金の改定等については、ELC、ELCへの出資者代表、ELCへの委託自治体代表及び各業界代表で構成される「経営監理委員会」（事務局機能はNPO法人に委託）により常時監視・検証するとされている。経営監理委員会は確認事項に係る調査権を有するとされているが、当該委員会の出資者等に対する権能が具体の契約等においてどのように規定されるかについては、今後その詳細を確認していく必要がある。

(7) 事業契約

PFI事業の形態により差はあるが、ほぼ同種の契約締結が想定されている。

4 PFI事業との比較におけるELPの課題

別添資料「ELPとPFIを活用した廃棄物処理事業との比較」にあげられている課題について、次のとおり整理した。

(1) 市町村のごみ処理事業を「ELPの事業スキーム」で行うことについての判断

3(3)で述べたとおり、ELPは民間からの提案事業であり、公共側による事業の発案、事業の選定（民間事業としての適合性の判断、効率的かつ効果的であることの評価）のプロセスがない。

そのため、ELPは一定の処理量が確保できることが事業化の大前提となっている一方で、委託するブロックにとっては事業化の見込みが立たなければ参加の判断ができないという状況が生じている。

そこで、公共側としてELPの活用を検討するには、まずELPの事業内容に関し、提案どおり事業化されるものとした上で、公共側の発案する事業としての適否（例えば自区内処理原則との関係）、民間事業としての適合性の有無（例えば市町村の処理責任との関係）について評価し、自らの事業として実施を「検討」していくか否かを判断していく必要がある。

こうしたプロセスを経て初めて、当該事業をE L Pの事業スキームで行うことが効率的かつ効果的であるかの具体的な検証が可能になるものと思われる。

(2) 公共側による事業効果の検証

3 (1)及び(4)で述べたとおり、E L Pは現在E L Cによる事業化調査が行われている段階であり、公共側による事業効果の検証のための十分な材料が整っていないことから、E L P活用の是非についての判断が困難となっている。

そこで、上記(1)のとおり民間事業として行うことが適当な事業であると判断した場合においては、実際にE L Pを活用することの是非を判断するため、公共側として具体的にその事業効果を検証していく必要がある。

また、事業効果の検証にあたっては、コスト比較だけでなくサービスの向上（再生利用率の向上、環境負荷等）についても可能な限り定量化した客観性の高い評価が必要であると考えられ、特に専門的、技術的な事項については、評価のための検討委員会等の体制整備も場合によっては必要になると考えられる。なお、効果検証にあたっては次の点に留意する必要がある。

- ・公共側が要求するサービス水準及びその評価項目、並びにリスク分担の考え方を明確にしておくこと。
- ・同一サービス内容における他の事業手法も比較の対象とすること。
- ・透明性を確保するため、適当な時期を捉えて必要な情報公開を行うこと。

(3) E L Pの事業スキームの確認、協議

3 (1)及び(6)で述べたとおり、E L Pの事業スキームについては現時点でなお不明確な事項があり、E L P活用の是非を検討するにあたっての重要な情報が不足していると考えられる。

そのため、上記(1)ないし(2)で判断、検証した効果を担保するための公共側としての要件を整理し、明確化したうえで、必要な情報についてはE L Cに説明を求め、内容を協議していくことが必要である。

- ・他事業（産廃処理事業）との経理上の独立性について確認すること。
- ・モニタリングについて、これを実施する経営監理委員会の権能、及び同委員会と出資者等との関係を明確にすること。
- ・長期基本契約、融資金融機関との直接契約等の内容及び必要性について、公共側の考え方を整理しておくこと

(4) E L Cとの契約の手法等についての検討 【特定課題】

3 (3)で述べたとおり、E L Pは民間（=E L C）からの提案事業であるため、事業者選定のプロセスがない。

そのため、E L Pの事業者はE L Cしか想定されず、E L Cとの委託契約等については随意契約（地方自治法第234条第2項）によるものになると考えられる。

一方、随意契約は、同法施行令の規定によりこれによることができる場合が限定されているため、この契約が当該規定に抵触するおそれはないか確認する必要がある。

また、同法令に抵触しない場合にも、随意契約によることとした理由についての明確な説明が求められるものと考えられる。

このことは、E L Pの活用を検討する際の大きな課題であるため、E L P成立の要件とされている長期債務負担行為（債務負担行為：地方自治法第214条）の設定と併せて、特定課題として別途検討を加えることとする。

項目	PFI 事業の場合	エコループプロジェクトの場合	課題
<p>1. 事業の性格</p> <p>(1) PFI の「5原則」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共性原則 ② 民間経営資源活用原則 ③ 効率性原則 ④ 公平性原則 ⑤ 透明性原則 <p>(2) PFI の「3主義」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 客観主義 ② 契約主義 ③ 独立主義 <p>(3) 期待される成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低廉・良質なサービスの提供 ② 官民の適切な役割分担 ③ 民間の事業機会の創出 	<p>【1. 事業の性格】</p> <p>(1) PFI の「5原則」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・公共性のある事業を実施するもの ② 民間経営資源活用原則 <ul style="list-style-type: none"> ・民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するもの ③ 効率性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するもの ④ 公平性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業及び民間事業者の選定における公平性の担保 ⑤ 透明性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業発案から終結に至る全過程を通じての透明性確保 <p>(2) PFI の「3主義」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 客観主義 <ul style="list-style-type: none"> ・各段階での評価決定についての客観性 ② 契約主義 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の役割及び責任分担等の文書による明確化 ③ 独立主義 <ul style="list-style-type: none"> ・法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性の確保 <p>(3) PFI で期待される成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低廉・良質なサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・適切なリスク分担による効率的なリスク管理 ・事業が一体的に行われることによる事業コストの削減 ・質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供 ② 官民の適切な役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ・財政資金の効率的利用 ・新たな官民パートナーシップの形成 ③ 民間の事業機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・民間の事業機会、新規産業の創出による経済の活性化 	<p>【1. 事業の性格】</p> <p>(1) PFI の「5原則」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・公共性のある事業（ごみ処理）を実施するものである。 ② 民間経営資源活用原則 <ul style="list-style-type: none"> ・民間の資金、能力を活用するものである。 ③ 効率性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者からの自主的な提案である。 ・効率性については公共側において<u>検証が必要</u> ④ 公平性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業及び事業者選定の<u>プロセスがない</u>。 ⑤ 透明性原則 <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業であり、<u>公共側から情報公開できる範囲は限定的</u> <p>(2) PFI の「3主義」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 客観主義 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公共側において客観的評価はされていない</u>。 ② 契約主義 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書として明文化される。 ③ 独立主義 <ul style="list-style-type: none"> ・SPC として独立。<u>産廃処理事業との経理上の独立性は不明</u> <p>(3) 期待される成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低廉・良質なサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的リスク分担は<u>今後の協議による</u>。 ・事業コスト削減については VFM 評価等により<u>検証が必要</u> ・サービス水準の向上については<u>検証が必要</u> ② 官民の適切な役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的利用が前提であるが、<u>検証が必要</u> ・新たな官民パートナーシップの形成が<u>図られる</u>。 ③ 民間の事業機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・新規産業創出も<u>想定されている</u>。 	<p>【1. 事業の性格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ELC からの提案内容について、<u>公共側による自主的な効果検証が必要</u> 2 他の民間企業の提案との競争性が確保されていないことについて、<u>公共側としての説明が必要</u> 3 市民等に対し、<u>公共側としての透明性確保が必要</u> 4 公共側で要求するサービス水準及びその評価項目の検討が必要（=効果検証の前提条件） 5 他事業との<u>経理上の独立性についての確認が必要</u> 6 リスク分担、サービス水準の向上を踏まえた<u>効果検証が必要</u>
<p>2. 事業形態</p> <p>(1) BOO方式</p> <p>(2) DBO方式 (参考)</p>	<p>【2. 事業形態】</p> <p>(1) BOO (Build-Own-Operate) 方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPC が施設を建設し、以降これを所有・運営し事業を継続 <p>(2) DBO (Design-Build-Operate) 方式 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設民営方式。公共側で資金調達し、設計・建設・運営を一括発注するもの。 ・厳密には PFI 法に基づくものではないが、公共側がより低利の資金調達が可能なことから VFM 上採用される場合が多い。 	<p>【2. 事業形態】</p> <p>ELC の事業形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPC である ELC が施設を建設し、以降これを所有・運営し事業を継続する。(BOO方式と同様) ・一般廃棄物処理事業についてはサービス購入型（サービス対価を公共側から委託料金として回収）、産廃処理については独立採算型（サービス対価をエンドユーザーから直接回収） 	<p>【2. 事業形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 効果検証においては、<u>同一サービス内容における他の事業手法も比較の対象とすることが必要</u>

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

項 目	PFI 事業の場合	エコループプロジェクトの場合	課 題
<p>3. 事業のプロセス</p> <p>(1) 事業の発案 (2) 実施方針の策定、公表 (3) 特定事業の評価・選定、公表 (4) 民間事業者の募集、評価・選定、公表 (5) 協定等の締結等 (6) 事業の実施、監視等 (7) 事業の終了</p>	<p>【3. 事業のプロセス】※枠内[]は実施主体。以下同じ</p> <p>(1) 事業の発案 [公共側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施すべき公共施設等の整備等に関する事業の想定 当該事業の PFI 事業としての適合性の検討 民間事業者の発案に係る受付、評価等を行う体制の整備 <p>(2) 実施方針の策定、公表 [公共側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平性、透明性に配慮した、早期の実施方針の公表 民間事業者の特定事業への参入検討が容易になるよう、公共側の関与、想定されるリスク及びその分担等を明確化（事業内容、必要な許認可、適用可能な補助金等） <p>(3) 特定事業の評価・選定、公表 [公共側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業選定には VFM 評価が必須 →4. VFM の評価参照 特定事業の選定結果の公表 <p>(4) 民間事業者の募集、評価・選定、公表 [公共側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争性の担保、民間事業者の創意工夫の発揮（性能発注重視） 一般競争入札が原則（総合評価一般競争入札） 評価項目及び評価基準の明確化、客観性の確保 コンサル、有識者による審査委員会等の活用 評価基準に応じた選定過程の透明性が確保される資料の公表 <p>(5) 協定等の締結等 [公共・事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 双方の負う債務及び履行方法、モニタリング、リスク分担、事業継続困難時の措置、融資金融機関との直接交渉、第三者による事業の継承、事業終了時の取扱い等について、具体的かつ明確な取り決め <p>(6) 事業の実施、監視等 [公共・事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共側によるサービス水準の監視、事業者側からの事業状況及び財務状況の定期的な報告 監視結果の住民等への公開 →6. モニタリング参照 <p>(7) 事業の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定内容に従って事業終了 	<p>【3. 事業のプロセス】※枠内[]は実施主体。以下同じ</p> <p>(1) 事業の発案 [ETC]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 2 月 10 日、ETC による事業化構想の提案 事業化構想を民間企業等に示し、事業主体への参加を呼びかけたもの <p>(2) 事業会社の設立 [ELC]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 7 月 6 日、事業主体(PFI では選定事業者)に相当となる ELC が設立 <p>(3) 事業化調査業務 (FS 業務) の開始 [ELC]</p> <ul style="list-style-type: none"> ELC による FS 業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の量・質の確定（市町村の意思確認を含む。） 事業採算、資金調達、所要施設用地の確保等 市町村に対する提案、参加意向確認等 <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 8 月 5 日、市町村に対し事業概要の説明 平成 16 年 11 月 11 日、「提案書」送付 平成 16 年 12 月 10 日、市町村との打合せ会開催 <p>(4) 協定等の締結 [市町村・ELC]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村との長期基本契約(15 年程度)締結（時期未定） <ul style="list-style-type: none"> 長期処理委託契約 エコループセンターの処理責任義務に関する内容 経営監理委員会に関する内容 単年度契約に関する内容 副生成物の内容に関する内容 不可抗力、法令変更に関する取り決め等 上記契約の解除条件等 融資金融機関との直接契約 →7. 事業契約参照 <p>(5) 事業の実施、監視等 [市町村・ELC]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が参画する経営監理委員会において適正処理の確認、処理料金改定等について常時確認・検証 監視結果の公表については今後の協議 →6. モニタリング参照 	<p>【3. 事業のプロセス】</p> <p>1 事業の想定、事業内容、事業スキーム等全て事業者側提案であり、そのプロセスは PFI 事業と逆であることから、本事業に参加する場合には、まず当該事業を民間事業として行うことの適否について公共側としての判断が必要</p> <p>2 本事業は ELC からの提案事業であり、事業選定、事業者選定のプロセスが存在しないため、公平性（事業評価の客観性）が担保されていること、及び競争性の確保が求められないことについての説明が必要</p> <p>※ 特に、本事業は随意契約が想定されるため、これに先行する債務負担行為の設定も含め、上記の点を踏まえたその手法についての検討が必要</p> <p>3 モニタリングの実施については、内容及び実効性の担保について確認が必要</p>
<p>4. VFM の評価</p> <p>(1) VFM の評価 (2) PSC の算定 (3) PFI 事業の LCC の算定 (4) VFM 評価における留意事項 (参考) イコールフットイング</p>	<p>【4. VFM の評価】</p> <p>(1) VFM の評価 [公共側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共自ら実施する場合の財政負担見込額「PSC」(Public Sector Comparator) と PFI 事業として実施する場合の財政負担見込額「PFI 事業の LCC」(Life Cycle Cost) との比較 民間事業者の計画が具体的に明らかになった段階では、サービス水準の向上を評価し、VFM 評価に加えることも可能 	<p>【4. VFM の評価】</p> <p>(1) VFM の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者側としての FS 分析は実施中(H17.3 まで) 公共側で想定した事業でないため、公共側による VFM 評価（サービス向上の評価を含めた PSC との比較）は行われていない。 	<p>【4. VFM の評価】</p> <p>1 ELC 側からの提示を前提にするとしても、公共側においても提示された事業効果の検証（検証のための体制づくりを含む。）が必要</p>

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

項 目	PFI 事業の場合	エコーププロジェクトの場合	課 題
<p>4. VFMの評価 (つづき)</p> <p>(2) PSCの算定 (3) PFI事業のLCCの算定 (4) VFM評価における留意事項 (参考)イコールフットイング</p>	<p>(2) PSCの算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態で想定 (委託が想定されれば委託で算定) <p>(3) PFI事業のLCCの算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が事業を行う場合の費用を、コンサルの活用や類似事業の実態調査、市場調査等により、事業者の適正な利益、配当を織り込み算定 PFI事業以外の付帯的事業がある場合は当該事業分を除く。 <p>(4) VFM評価における留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> PFI事業のLCCにおけるリスクは定量化しPSCに加算し調整 PFI事業に対する財政上の支援や税収等についての調整 <p>(参考)イコールフットイング</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金や交付税措置において、公共が整備する場合と同様の措置がされる。 	<p>(2) PSCの算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共側で想定した事業でないため、事業に要する費用の想定が困難 <p>(3) PFI事業のLCCの算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ELC試算根拠の詳細が明確でないため、算定が困難 現時点では処理料金のみ提示であり、かつ未確定要素が多い。 ELC試算根拠における産廃処理事業分の扱い(算入・非算入)が不明確なため、一廃事業の単独算定が困難 <p>(4) VFM評価における留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共側で想定した事業でないため、ELCの提案内容は示されていないものの、現時点では調整して算定することは困難 <p>(参考)イコールフットイング</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等における措置はないものとして算定されている。(VFMの比較においては本事業のLCCに不利に働くことに留意) 	<p>2 事業評価 (効果検証) に必要な情報の提供については、項目を明確にし、ELC側に求めることが必要</p>
<p>5. リスク分担</p> <p>(1) 基本的留意点 (2) リスク要素</p>	<p>【5. リスク分担】</p> <p>(1) 基本的留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクとその原因の把握、リスクの評価(定量化)をしたうえで、「もっともよく管理することができる者」が分担する。 <p>(2) リスク要素</p> <ol style="list-style-type: none"> 調査、設計に関するリスク (瑕疵、環境影響評価の影響) 用地確保に係るリスク (確保遅延、金額超過) 建設に係るリスク (完成遅延、金額超過) 維持管理・運営に関するリスク (開始遅延、サービス利用度の当初想定との相違、施設の損傷、技術革新等) 事業終了時のリスク (原状回復費用) 各段階共通のリスク <ul style="list-style-type: none"> 不可抗力 (天災等) 物価、金利、為替レートの変動、税制の変更 関係法令の改正 許認可の取得遅延 	<p>【5. リスク分担】</p> <p>(1) リスク要素と分担</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設期間中におけるリスク (環境影響調査、許認可等に関するもの) についてはELCが負担 上記以外のリスク分担について、ELC側が現時点で想定しているリスク要素及びその分担が提案されているが、<u>具体には今後の協議事項</u> 	<p>【5. リスク分担】</p> <p>1 公共側においてもリスク要素及び分担についての検討が必要</p>
<p>6. モニタリング</p> <p>(1) サービス水準の監視体制 (2) 事業の実施状況報告 (3) 財務状況報告 (4) 専門家による調査の実施 (5) 公共側救済のための手段の規定 (6) 中長期的問題への対応</p>	<p>【6. モニタリング】</p> <p>(1) サービス水準の監視 [公共側]</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定事業者のサービス履行に関し、公共側の責任においてその水準を監視 (測定、評価) サービスの要求水準 (内容と質) とその具体的な評価方法 サービス水準の確認手法及び測定する実施体制の確立 	<p>【6. モニタリング】</p> <p>(1) サービス水準の監視 [経営監視委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が参画する経営監視委員会において適正処理の確認、処理料金改定等について常時確認・検証 <ul style="list-style-type: none"> 構成員：出資会社代表、委託自治体代表、各業界代表、ELC 事務局：NPO 役割(一廃分野)：処理料金の改定、適正処理の確認 参加者(一廃分野)：出資会社代表、委託自治体代表、ELC 	<p>【6. モニタリング】</p> <p>1 経営監視委員会は、確認項目に対する調査権を有するとされているが、このことと実際のELCの経営に対する当該委員会の権能との関係 (当該委員会における個々の市町村の権能を含む。) が不明確であるため、その点について明確にすることが必要</p>

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

項 目	PFI事業の場合	エコループプロジェクトの場合	課 題
<p>6. モニタリング (つづき)</p> <p>(2)事業の実施状況報告 (3)財務状況報告 (4)専門家による調査の実施 (5)公共側救済のための手段の規定 (6)中長期的問題への対応</p>	<p>(2)事業の実施状況報告 [事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌の作成、保管、閲覧等 <p>(3)財務状況報告 [事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士等による監査を経た報告書の提出 <p>(4)専門家による調査の実施 [事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が生じた場合、第三者たる専門家の調査実施及び報告書の提出 <p>(5)公共側救済のための手段の規定 [公共・事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定結果に基づくサービス対価の支払いの考え方 ・水準が満たされない場合の措置 (是正通告、契約解除等) <p>(6)中長期的問題への対応 [公共・事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況変化により、サービス要求水準、支払対価を変更できる協定が双方有益 (ベンチマーキングテスト等により市場価額が的確に反映される指数の採用等) 	<p>(2)事業の実施状況報告 [ELC→経営監理委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営監理委員会に対して情報開示 (契約で規定) <p>(3)財務状況報告 [ELC→経営監理委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営監理委員会に対して情報開示 (契約で規定) <p>(4)専門家による調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事態に応じて経営監理委員会に情報開示され検討が加えられるとされているが、第三者による調査については不明 <p>(5)公共側救済のための手段の規定 [市町村・ELC]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期基本契約において各ペナルティ条項により規定 <p>(6)中長期的問題への対応 [市町村・ELC]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体の処理料金改定については契約で規定することとされているが、<u>具体的内容については不明</u> 	
<p>7. 事業契約</p> <p>(1)基本協定 (2)PFI事業契約 (3)直接協定 (4)出資者支援契約、株主間協定</p> <p>※ 必要な契約の種類は、PFI事業の形態により多様であるため、代表的なもののみ例示した。</p>	<p>【7. 事業契約】</p> <p>(1)基本協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定事業に関し、コンソーシアム*と公共側の義務 (SPC 設立等) について定める公共側とコンソーシアム構成企業との間の契約 (※事業の落札者となる法人格の無い企業共同体) <p>(2)PFI事業契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求される水準のサービス提供とそれに対する対価の支払義務等を規定する、SPC(選定事業者)と公共側との間の契約 <p>(3)直接協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施が困難となった場合の公共側による事業契約の解除権行使を融資金融機関側が一定期間留保すること、及び融資金融機関による事業への介入権等を規定する公共側と融資金融機関との間の契約 <p>(4)出資者支援契約、株主間協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資者による追加の資金拠出の義務、支援協力義務等を規定する融資金融機関とSPC株主となる出資者との間の契約 ・事業運営にかかる責任分担等についての基本的合意事項を規定するSPC株主間の契約 	<p>【7. 事業契約】</p> <p>(1)基本協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>既に事業者としてのELCが存在するため、左記に対応する契約はない。</u> <p>(2)PFI事業契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前述した長期基本契約がこれに相当する。 <p>(3)直接協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ほぼ同様の内容と考えられるが、提案書における説明は、融資の担保より事業の継続性に重点を置いたものとなっている。</u> <p>(4)出資者支援契約、株主間協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 融資金融機関と出資者間との契約を締結するとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の放棄の禁止 ・ELCの監督義務 ・株式の譲渡制限 等 ○ 株主間協定については、ELC設立時に既になされている。 	<p>【7. 事業契約】</p> <p>1 長期基本契約、直接契約等の内容については、今後の協議事項であるため、<u>公共側の考え方 (リスク分担の考え方、各種契約の必要性等) を整理しておく必要がある。</u></p>
<p>8. その他</p>			

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗 子 市

【特定課題】 E L Cとの契約の手法等についての検討

1 検討の趣旨

別添「エコループセンターとの契約方法について」4(4)において課題整理したとおり、E L PはE L Cからの提案事業であるため、事業者選定（公募）のプロセスが存在しない。そのため、想定される事業主体はS P CであるE L Cのみであり、実際にE L Pを活用する際に締結される長期委託契約については、E L Cとの「随意契約」（地方自治法（以下「自治法」という。第234条第2項）になるものと考えられる。

一方、随意契約については、地方公共団体の契約の締結について定める自治法第234条の規定に基づき、自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限りこれによることができるとされていることから、E L Cとの契約がこれらに該当するか否かを検討する必要がある。

また、E L Cとの長期委託契約は、将来にわたる債務を負担する行為であるため当該契約に先立って債務負担行為（自治法第214条）として予算に定める必要がある。このことは、E L Pにおけるプロジェクトファイナンス成立の必須要件とされているため、E L Cが提案している契約内容において、債務負担行為の設定の是非についても併せて検討する。

2 随意契約について

(1) 随意契約の定義及び性格

随意契約とは、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

〔長所〕

- ・一般競争入札又は指名競争入札に比して手続きが簡略であり、かつ経費負担が軽減される。
- ・競争入札では全てが充足されないような資力、信用、技術、経験等の相手方の能力を熟知のうえ選定することができる。

〔短所〕

- ・相手方が固定化し、契約自体が情実に左右されるなど公正を妨げる事態が生じるおそれがある。

(2) 随意契約によることができる場合

ア 自治法施行令第167条の2第1項各号の適用について

随意契約によることができるものは、前述のとおり自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合に限定されている。以下各号の条文ごとにE L Cとの契約における適用の可否を検討する。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

- ELCとの長期委託契約で想定される金額は、自治法施行令別表第5に掲げる契約の金額（指定都市を除く市町村：50万）を上回ると考えられるため、本号が適用される余地はない。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- 「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、次のような事例が考えられるが、ELCへの委託はそのいずれにも該当しない。
- ① 地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。
 - ② 運送又は保管をさせるとき。
 - ③ 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの精算に係る物品を売り払うとき。
 - ④ 非常災害による罹災者に地方公共団体の生産に係る物品を売り払うとき。
 - ⑤ 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物品を売り払い又は貸し付けるとき。
 - ⑥ 外国で契約を締結するとき。
 - ⑦ 学術又は文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
 - ⑧ 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
 - ⑨ 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買入れ若しくは製造をさせ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
 - ⑩ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。
- しかしながら、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」については、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」もこれに当たると解されている。（昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決）
- ELCとの委託が上記の場合に該当するか否かについては、判決で示す個々の要素ごとに具体的な検討をすることが必要である。

3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品

を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

- 第3ないし4号は、平成16年11月の自治法改正により追加されたものであるが、ELCとの契約には適用する余地はない。

5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- 「緊急の必要」とは、例えば災害時において競争入札の方法による手続きをとることにより、その時期を失し、あるいは契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を蒙るに至る場合であるとされている。ELCと契約しようとする事業にこうした緊急の必要は認められないため、本号を適用する余地はない。

6 競争入札に付することが不利と認められるとき。

- 「不利と認められるとき」とは、例えば次のような事例が考えられる。
- ① 現に契約中の工事又は物品の買い入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき
 - ② 買い入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売り惜しみその他の理由で価格を高騰させるおそれがあるとき
 - ③ 打ち切った工事の再起工
- ELCと契約しようとする事業については、上記例のような競争入札によることが不利と認められる具体的事実はないものと考えられるため、本号の適用は困難である。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- ELCが提示する価格が時価に比して著しく有利であるか否かについては、ELPをELC以外の業者が行う場合の価格との比較によって判断する必要があるが、少なくとも現時点においてはその見込みがあると言い切ることはできないため、本号の適用は困難である。

8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

9 落札者が契約を締結しないとき

- 一旦競争入札により行った場合の規定であり、本検討の対象外である。

イ ELCとの随意契約が可能となる場合【まとめ】

上記のとおり、ELCとの契約については、当該契約が自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断される場合においてのみ、随意契約によることができるものと考えられる。

(3) 随意契約についての判例とこれが可能となる場合の要件

前述した最高裁判決のような場合に該当するか否かは、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている自治法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」（同判決）とされている。以下、同号の解釈についての判例を踏まえ、これに該当する要件について検討を行う。

ア 自治法施行令第167条の2第1項第2号に関する判例

① F市ごみ処理施設損害賠償請求事件（最高裁昭和62年3月20日判決：前出）

【概要】 F市がごみ処理施設の建設請負契約を随意契約により締結したのは自治法施行令に該当せず違法であるとして、市長の職務代理人として締結に当たった助役に対し損害賠償を求めた住民訴訟

【判決】 本契約を違法とした原判決の判断には法令解釈を誤った違法があり、破棄差戻

【要点】 (ア) 本契約はごみ処理施設という複雑かつ大規模で高額な契約であり、また各社のプラントは炉体の構造等が異なっていたのであるから、注文者であるF市において施設の品質、機能、工事価格に関心を払うのは当然であり、

(イ) 建設工事の遂行能力や施設稼働後の保守点検体勢といった点の考慮から、契約の相手方の資力、信用、技術、経験等その能力に関心をもち、

(ロ) これらを熟知した上で特定の相手方を選定しその者との間で契約を締結することが妥当であると考えることには首肯するに足る理由がある。

(ハ) 他方、業者選定に当たっては、事前に技術面・信用面の調査を行った複数の会社による技術説明会を開催し、技術的評価をした上で見積額を徴した結果、予定価格に最も近く、かつ、技術面で高評価の会社を選定しており、公正を妨げる事情は窺えない。

② K町し尿処理施設損害賠償請求事件（福岡地裁平成3年2月21日判決）

【概要】 K町がし尿処理施設の建設請負契約を随意契約により締結したのは自治法施行令に該当せず違法であるとして、町長に対し損害賠償を求めた住民訴訟

【判決】 契約担当者には裁量権濫用・逸脱した違法があり、本契約は自治法施行令に該当しないとして損害賠償を認容（控訴）

【要点】 (ア) 本件し尿処理施設で採用された低希釈二段活性汚泥処理方式は比較的新しい方式であったこと、単に工事費用のみならず耐久性や維持管理費用も考慮する必要があったこと、特殊な技術、経験のもとに設計施工されるものであるため、完成後の維持管理までを一貫して同一業者に行わせることが望ましいことから、

(イ) 施工業者の技術、実績、信用等も十分考慮する必要があり、契約担当者としては、

価格の有利性を多少犠牲にしても相手方の技術、経験、信用等を熟知し、考慮、検討したうえで相手方を選定し契約することが妥当な場合であったと一応認められ、そうした判断のもとに随意契約の方法を選択したこと自体については、裁量権の範囲内に属し、違法性があつたとはいえない。

- (ウ) しかしながら、被告は、指名5社による業者選定において、いずれの会社も実績、信用、経験、資力等において問題がないことが明らかであったにもかかわらず、根拠不明なダンピングの噂を理由として見積額に最低制限価格を設定し、これを下回ることを唯一の理由として最も低額の見積もりであったA社を排斥している。
- (エ) このことから、本業者選定は合理性を欠くのみならず、特定業者と契約する意図で他業者を排斥したものと推認され、自治法が基本理念とする機会均等、価格の有利性の原則にもとり、契約の公正を妨げているものであって、裁量権を濫用・逸脱した違法があつたものといえる。

③ A市焼却灰処理委託損害賠償請求事件（横浜地裁平成12年3月29日判決）

【概要】 A市が焼却灰の処理業務を随意契約により締結したのは自治法施行令に該当せず違法であるとして、市長に対し損害賠償を求めた住民訴訟

【判決】 本契約は自治法施行令に該当し違法はないとして請求を棄却（控訴棄却、上告棄却）

【要点】 (ア) 本契約にかかる業務は、一般廃棄物の焼却灰等の最終処分を内容とするものであるが、A市には最終処分場がなく、当該業務が滞った場合の影響は非常に大きかった。

(イ) また、最終処分を委託した業者が不法投棄をした事案や、他市からの越境受入を拒否されるケースがあつたことなどから、A市としては受入側市町村と良好な関係を保つとともに、信頼できる業者を選定する必要があつた。

(ウ) これらのことから、A市は安定的かつ継続的に最終処分を行うため、県下の他市と同等又はそれ以上に信頼できる業者を選定する必要があつたのであり、そのためには多少の価格の有利性を犠牲にしても、契約の相手方の信用、経験、安全性等を熟知した上で特定の相手方を選定し、その者との間で契約を締結するのが妥当であると解される。

(エ) したがって、本契約は自治法施行令に該当し、随意契約の方法をとったことについて、契約担当者の裁量権の濫用・逸脱はない。

(オ) また、業者選定にあたっては、当該業者が廃棄物の処理と管理を十分な安全性を確保して行う信頼性を備えているか、地域との信頼関係を円滑に築くことが見込まれるか、あまりに遠隔地である等の事情はないか、運搬における安全性が確保されているか等を重要な考慮要素としており、選定業者にはこれまでの実績と距離及び搬送方法という点で他業者との価格差を上回る十分な理由があつたといえる。

イ 随意契約が可能となる要件

上記の判例において、事案とされた契約が自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するか否かを判断しているポイントは、概ね次の2点にあると考えられる。

① 契約により行おうとする事業の目的、内容、性質に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を特定しその相手方と契約する必要性が認められるか。

- 上記判例において、契約により行おうとした事業は、日常生活に欠かすことのできない一般廃棄物の処理事業であり、その究極的な目的は地域の公衆衛生の向上と生活環境の保全にあることから、住民の生命、健康に係わる重要な事業であるといえる。
- また、契約の内容は、ごみ処理施設やし尿処理施設の建設、あるいは最終処分の委託であり、その性質から、高度な技術に基づく高い安全性あるいは継続性の確保が求められるものである。
- こうした事業の目的（その重要性）、内容、性質から判断すると、契約の相手方の資力、信用、技術、経験等が重視されるべきものである。
- したがって、これらの要素を熟知した上でその相手と契約をすることの必要性（競争入札の不適合性）が認められ、随意契約が契約担当者の合理的な判断として許容されるものと考えられる。

② 契約における自治法の基本理念（機会均等、価格の有利性）に照らし、公正な業者選定が行われているか。

- 判例では、上記①の要件を満たす場合であっても、契約における自治法の基本理念（機会均等、価格の有利性）に照らし、公正を失していると思なされる場合には、契約担当者に裁量権の濫用・逸脱があるものとしている。
- そのため、随意契約によること自体が違法とはいえない場合であっても、当該契約の相手方の選定にあたっては公正な手法を用いることが求められ、特に選定結果が価格の有利性を覆すものとなる場合には、①で述べた事情に照らし十分な理由づけが求められるものと考えられる。

(4) ELCとの随意契約の適否【まとめ】

これまで述べてきた点を踏まえて、ELCとの契約を随意契約によりおこなうことの適否について整理する。

ア 事業の目的、内容、性質について

- ① 市町村がELCに委託しようとしている事業の目的は、一義的には一般廃棄物の処理（中間処理ないし再生処分）であり、究極的には地域の公衆衛生向上と生活環境保全であるといえる。
- ② 形態としては処理委託であるが、実質的な内容としては当該処理に係る多種多様な施設の整備を含むものである。（当該費用が処理料金に含まれる。）
- ③ また、契約期間は15年と長期にわたることから施設の耐久性や安定稼働の確保が求められること、施設が集中する地域における環境面での安全性確保が強く求められること、事故等による施設停止時のリスクが増大するおそれから施設の継続性が求められること等の性質を持つものである。
- ④ こうした事業の目的、内容及び性質から判断すれば、当該事業における契約においては、相手方の資力、信用、技術、経験等が重視されるべきであり、これらを熟知した上

でその相手方と契約を締結する必要性が認められるものと考えられる。

イ 契約相手方の選定方法の公正さについて

- ① ELPは、
 - (ア) 廃棄物処理施設の建設にあたり一般的に非常に困難であるとされる事業用地の確保も含めて提案されたものであること、
 - (イ) 廃棄物の性状別処理を基本とし、個別の処理システムを合体・融合させた総合処理システムであることなどの、独自性、具体性を持った提案事業であることから、その性質上、単純な価格の有利性について他者との競合関係を想定することが困難であると考えられる。
- ② また、ELPは、その事業スキームとしてプロジェクトファイナンスの手法をとるものとされていることから、通常の委託契約とは異なり、そもそも相手方として選定されることが当該事業成立の要件になるという性質を持つものである。
- ③ したがって、ELCを随意契約の相手方として選定するには、上記のようなELPの性質を踏まえ、例えば、現状（市町村直営で実施する場合）や広域ブロックにおいて行う場合等との事業効果の比較の観点から、価格の公正と適正を期する必要がある。
- ④ そのうえで、実施される事業の目的、内容、性質に照らし、ELCがその相手方として相応の資力、信用、技術、経験等を具備していることの検証を行うことが必要であると考えられる。

ウ 今後の課題等

① 契約の相手方がSPC（特定目的会社）であることについて

- 契約の相手方であるELCはSPCであり、直接これが建設工事や維持管理運営を請け負うものではないことから、その資力、信用、技術、経験等についてはELPの事業スキーム全体を捉えた評価が必要である。

② 公正な業者選定の方法について

- ELCを契約の相手方として選定する場合には、その評価にあたり客観的な公正さが担保される仕組みづくりを検討する必要がある。
- また、評価にあたっては、コスト比較だけでなくサービスの向上（再生利用率の向上、環境負荷等）についても可能な限り定量化した客観性の高い評価が必要であると考えられ、特に専門的、技術的な事項については、評価のための検討委員会等の体制整備も場合によっては必要になると考えられる。

③ 部分委託の場合について

- 上記の検討は、ELPで想定している全ての事業について委託した場合を想定して行ったものである。そのため、例えば焼却灰の溶融のみ等の部分委託を行う場合には、（既に民間委託に

よる処理の実績（当該民間事業者と随意契約を行っている実績）があるため、あらためて随意契約によることが可能か否かの検討が必要である。

3 長期債務負担行為について

(1) 債務負担行為の定義と性格

債務負担行為とは、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為である。（自治法第214条）

- ・債務負担行為は予算の内容を構成するため、議会の議決を経ることを要する。
- ・債務負担行為として予算で定めた案件については、義務費として歳出予算に計上される。
- ・債務負担行為は、その行為をすることができる事項、期間及び限度額を定める。（自治法施行規則第14条所定の様式の備考2により「限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること」とされている。）

参考【長期継続契約】

長期継続契約とは、地方公共団体が翌年度以降にわたって継続的に給付を受ける特定のものについて、年度を越えて締結する契約をいう。（自治法234の3）

- ・長期継続契約は、自治法施行令167条の17によりこれを締結することができるものが規定されている。（平成16年11月施行の自治法改正により、条例で定めるものが追加された。）
- ・長期継続契約をした場合であっても、当該契約に基づく給付は、毎年度の予算の範囲内においてこれを受けなければならず、債務負担行為の場合と違って義務費とはならない。（そのため、予算の減額又は削除があった場合には契約を解除する旨規定することが必要）

(2) ELCとの長期委託契約の内容と債務負担行為の是非

ア 長期委託契約の内容

ELCが提案している長期基本契約のうち、債務負担行為の設定が必要となるものは「長期処理委託契約」であると考えられるが、これには次の事項を定めるものとしている。

- ・長期の処理量計画並びに処理計画の契約上の取り決め等
- ・処理料金に関する取り決め等
- ・安全規定に関する取り決め等

※ 処理料金に関する契約については、提案資料等では明確にされていないが、長期委託契約で原則を定め、具体的な料金は別途単年度契約によって定めるとの情報もあるため、詳細についてはELCに確認する必要がある。

イ 債務負担行為設定の是非

上記の契約内容により債務負担行為を設定しようとする場合、次の点が課題になるものと考えられる。

- ① 長期の処理量計画及び処理料金の変動が予想されるため、限度額の設定ができない。
- ② 債務負担行為の設定には必ずしも限度額の記載を必要としないが、処理量、処理単価ともに変動する内容では、議会の了解を得ることについて懸念が生じる。

ウ 長期継続契約の活用可能性

契約期間中の単価の変動が予想されることから、これを債務負担行為ではなく長期継続契約とし、毎年度の予算においてその適否を審議すべきとの議論も考えられるが、その場合には次の点が課題になるものと考えられる。

- ① 長期継続契約ができるものは限定されており、ごみ処理の委託契約を長期継続契約により締結しようとする場合は条例でこれを定めなければならない。
- ② 条例に規定できるものは、「商慣習上複数年にわたり締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等」とされていることから、ごみ処理の委託がこれに該当するかの検討が必要であること。
- ③ 長期継続契約では、予算の減額又は削除による契約解除の可能性（毎年度の議会リスク）があり、プロジェクトファイナンスにおいて金融機関側の融資条件を充足しない（事業が成立しない）可能性があること。

(3) 長期債務負担行為に係る課題【まとめ】

自治法では、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降にわたり債務を負担する行為をするには、債務負担行為として定めなくてはならないとされており、この例外として限定的に長期継続契約によることができるとされている。

したがって、長期に債務を負担する行為となるELCとの長期委託契約の締結にあたっては、債務負担行為か長期継続契約のいずれかの方法をとる必要がある。

いずれの方法によるべきかについては、現時点では明確にできないが、それぞれ次の点が課題になるものと考えられる。

ア 長期継続契約による場合

- ① 長期継続契約によることの是非について、ELCの見解を確認する必要があること。
- ② 条例化の適否についての検討が必要であること。

イ 長期債務負担行為による場合

- ① 長期委託契約における処理料金及び処理量の定め方について、ELCの見解を確認する必要があること。
- ② そのうえで、処理料金（単価）及び限度額が定まらないことが予想される場合には、議会の了解を得るために、契約内容そのもの（随意契約理由、処理料金の改定方法、処理量計画の見直し方法）について十分な検討と説明が必要になるものと考えられる。

エコループプロジェクトの効果検証について

1 エコループプロジェクトに期待する効果について

(1) エコループプロジェクトの特色

エコループプロジェクトは、一般廃棄物と産業廃棄物を総合的にリサイクル、適正処理することを目標に、最終処分ゼロをめざしたごみ処理事業、リサイクル事業、物流事業、環境監視事業等を行うものであり、これを民間の手で具体化しようとする構想としてNPO法人環境テクノロジーセンターから提案され、事業化主体として株式会社エコループセンターが設立されている。

(2) エコループプロジェクトに期待する効果とその検証

エコループプロジェクトは、循環型社会形成の推進やごみ処理に伴う環境対策の促進などの効果が期待されるが、現時点では㈱エコループセンターによる事業化調査が行われている段階であり、これら期待される効果については、それが現実のものとなるか否かについての検証を行う材料が不足している状態にある。

したがって、ここでは現時点で行政側として期待できる効果を整理した上で、検証が必要となる点について大まかな項目の整理を行うものとする。

2 エコループプロジェクトの効果検証について

(1) エコループプロジェクトに期待する効果（一般廃棄物関係）

提案されているエコループプロジェクトの内容及び事業スキームに対し、行政として期待できる効果（一般廃棄物の処理に関することに限る。）について、別添「エコループプロジェクトの効果検証」のとおり整理した。

(2) 効果検証が必要な項目

上記(1)で整理した期待できる効果に関し、検証が必要と思われる項目について、別添「エコループプロジェクトの効果検証」のとおり、その概要を整理した。

なお、これらの項目について、今後どのように検証していくかについては、㈱エコループセンターによる事業化方針の決定を踏まえ、より具体的な検証が行える体勢が整った段階で改めて整理していくこととする。

■ エコループプロジェクトの効果検証

ELP及びELPの事業スキームの特色	行政として期待できる効果（一般廃棄物関係）	効果検証が必要な項目
<p style="text-align: center;">1 幅広く環境に配慮した廃棄物の総合処理システム</p> <p>(1) 一般廃棄物（通常のリサイクルごみを除く。）と産業廃棄物を、性状に応じて適正かつ効果的に処理し、最終処分ゼロを目指して、徹底した資源化を図る仕組み（処理システム）</p> <p>ア 発電ごみ（パワーセンター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在主に焼却されている可燃系のごみから厨芥を除き、高効率なサーマルリサイクル ・ 焼却・溶融により、マテリアルリサイクルされない可燃ごみからの熱回収及びスラグによる資源化 ・ 回収蒸気と天然ガスによるごみ発電 <p>イ 有機資源ごみ（有機物資源化センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厨芥ごみなどをバイオガス、飼料、エタノール等へリサイクル ・ ごみの性状（厨芥ごみ、動植物性残さ、木質系残さ等）と分別の程度に応じ、メタン発酵、飼料化、エタノール化 <p>ウ 要適正処理ごみ（クリーン化処理センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃物や有害物などの適正処理を必要とするごみを安全に処理 ・ 焼却・溶融により有害物を含む要適正処理ごみ、処理困難な産業廃棄物、不燃物等の処理困難なごみの無害化と再資源化 <p>(2) CO₂削減に配慮し、廃棄物の広域輸送については、トラックに代えて鉄道によるコンテナ輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継施設から処理施設までのコンテナを利用したトラック及び鉄道による広域物流 <p>(3) 安全のための環境監視、地域への積極的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設からの排出状況だけでなく、敷地内及び敷地境界周辺における大気、水質等の環境監視 ・ 環境監視の結果については、地域住民等へ情報公開 <p style="text-align: center;">2 広域な地域規模での廃棄物の総合処理を民間の手で大規模に展開</p> <p>(1) 民間の資金、建設・運営能力等の活用による財政負担の軽減を図りながら効率的かつ効果的に行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトファイナンスを活用した民間による資金調達 ・ 民間が施設の設計・建設、運営を一括して実施 <p>(2) 大規模施設による大量処理によってスケールメリットを活かした経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市、川崎市を除いた県域を処理対象地域として想定 ・ 処理施設は計画地に集中して立地 	<p style="text-align: center;">1 循環型社会形成の推進</p> <p>(1) 再生利用（量・率）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの性状に合わせた資源化手法をとることにより、従前焼却されていたもの（可燃ごみに含まれている厨芥ごみや剪定枝等）の資源化により、再生利用の推進（＝焼却量の削減）が期待される。 ・ 資源化できないごみについても、従前より高効率なサーマルリサイクルが期待される。 <p>(2) 最終処分量の極小化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前埋め立てされていたもの（各処理過程で発生する残さ、不燃物等）の資源化により、最終処分量の極小化が期待される。 ・ 新規設置の困難性や残余容量の逼迫等の理由から、県外処理に頼っている市町村においては、最終処分場問題の解決が期待される。 <p style="text-align: center;">2 ごみ処理に伴う環境対策の促進</p> <p>(1) より安全なごみ処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が環境監視データの評価・検証に専念できることにより、客観的かつ効率的な体制による安全対策の実施が期待される。 ・ 従前にはない範囲の監視システム導入により、生活環境保全上の支障の早期発見、迅速な対応が可能になることが期待される。 <p>◆ 広域物流については、現状では不要なものであり、あくまでもELPに委託した場合に、車両による運搬との比較においてその効果が期待されるものである。</p> <p style="text-align: center;">3 ごみ処理費用の低減</p> <p>(1) ごみ処理費用の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を集約することによるスケールメリットを生かした処理費用低減が期待される。 ・ 民間の持つノウハウ（技術、経験等）を活用した処理費用の低減が期待される。 <p>(2) 費用負担の平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料としての支払いによる年度間の費用負担の平準化が期待される。（施設整備や大規模改修等の一時的かつ高額な費用負担の回避） 	<p style="text-align: center;">1 循環型社会形成の推進</p> <p>(1) 再生利用の推進に関する効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ELPの処理システムと現状あるいは広域ブロックで検討されている処理システム（資源化手法）との比較をつうじた効果検証 ・ 各市町村における現状のごみ組成、排出量等の調査を踏まえた、ELPの処理システムによる資源化量見込みの具体的な検証 ・ ELPの資源化手法（メタン、飼料、エタノール、ごみ発電）について、現在の廃棄物処理における技術的知見に照らした有効性の検証 ・ ELPの資源化手法（メタン、飼料、エタノール、ごみ発電）について、生成物の市況見通しの検証 <p>(2) 最終処分量の削減に関する効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村における現状のごみ組成、排出量等の調査を踏まえた、ELPの処理システムによる最終処分量見込みの具体的な検証 <p style="text-align: center;">2 ごみ処理に伴う環境対策の促進</p> <p>(1) より安全なごみ処理体制の構築に関する効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ELPによる監視体制と従前の監視体制との比較による効果検証 ・ 監視体制の実効性の確保についての検証（監視結果の客観性及び信頼性を担保する手法の確認等） <p>(2) 施設の集約化・大規模化に伴う環境負荷の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を集約化・大規模化することによる環境への影響（計画地におけるものと処理対象区域全体の双方）についての具体的な検証 ・ 施設の集約により新たに生じるごみの運搬による環境への影響についての具体的な検証 <p style="text-align: center;">3 ごみ処理費用の低減</p> <p>(1) ごみ処理費用低減に関する効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ELPの提案する処理料金に基づく委託費用と現状あるいは広域ブロックにおいて想定されるごみ処理費用について、各種の要素（交付金・地方債・交付税等の財政措置、中継処理施設の整備費用、物流費等）を踏まえた比較による具体的な効果検証 ・ ELPの提案する処理料金に関し、市場価格調査等による適正価格であることの具体的な検証 <p>(2) 費用負担の平準化に関する効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ELPへの委託期間(15年)を想定した具体的な効果検証 <p style="text-align: center;">◆ 総合的な効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記1、2の効果検証と3の効果検証の結果を踏まえた、総合的な費用対効果の検証

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

質問事項に対する回答

平成 17 年 3 月 25 日

株式会社 エコループセンター

(注) 各質問項目とも現時点の考え方を示したもので、今後事業化を決定した際の市町村との勉強会で詰めてまいります。 修正履歴：3月23日 Q26 図修正、3月25日 Q25、Q26 修正

1 事業の継続性について

(1) 処理施設の継続性

【大規模災害時における費用の負担の考え方について】

Q1 大規模災害により施設が停止した場合、あるいは輸送経路が寸断された場合において、
 (1) 停止期間中、他者に処理委託する場合の費用負担、(2) 処理施設の復旧費用それぞれについて、株式会社 ELC と委託市町村とのリスク分担をどのように考えているのか。
 また、これらの費用に対する内部留保金と処理料金との関係についてどのように考えているのか。

(具体的にあげられた要検討事項)

- 災害時の施設復旧の公的支援の具体的な考え方
- 「施設の復旧に公的支援の投入という考え方が必要」としているが、考え方とは具体的にどこか。
- 「事故時における他施設の利用費用等の問題」とは何か。
- 具体的な契約内容案を明示されたい。
- 処理料金目安について、処理規模の違いは内部留保金の額に影響があるだけで、処理料金は変動しないと説明があった。内部留保金がリスク対応を目的としているとすれば、処理規模別のリスク対応に係る想定経費を FS 期間中に明確にし、開示すべき

【回答】

大規模災害が発生した場合には、施設やインフラの損壊のみならず、大量の災害廃棄物が発生すること等から、その対策を考慮しておくことは重要な課題と理解しています。

- (1) 施設の停止期間を最短にするよう事業者として最大限努力するとともに、県に対し、広域的な応援体制を構築していただくよう要請します。
 一般廃棄物の費用負担は、契約処理量の範囲内で ELC が負担するとしていますが、災害に伴う廃棄物は、市町村に負担願うことになると考えています。
- (2) 復旧費用は原則事業者責任と理解していますが、災害の時期、程度によっては、ご協力を要請することもあると考えています。
- (3) 交通インフラの復旧については、神奈川県地域防災計画において、最優先課題とされており、災害発生後、早期に幹線交通網は復旧するものと考えておりますので、事業確定後、「緊急輸送車」の指定が受けられるようはたらきかけます。
 なお、具体的な事柄については、今後勉強会でつめていく予定です。

【環境負荷に対する考え方について】

Q2 横浜市域、川崎市域を除く神奈川県全域を対象とするプロジェクトであり、その施設が山北町に集中する。法令の基準より厳しい自主規制値を設定するということが、山北町にとって環境が現状より良くなることはない。市町村がE L Cに委託した場合、結果的に山北町に迷惑をかけることになる。委託市町村としても安全性を検証する必要があるため、新たな環境負荷を具体的な数値で明らかにすべきである。

【回答】

E L Cとしては、新たな環境負荷が生じることは前提としたうえで、処理施設からの環境負荷を最大限軽減するため、法令の基準より厳しい自主規制値を設定して、環境負荷削減モデル施設化することを目指しています。具体的な数値は、環境アセスメントの中で明らかにしていきます。

【施設の安全性について】

Q3 焼却・溶融等の施設で採用する処理技術等の明示。

「処理施設については、相互補完が可能」としているが、同時に稼働支障が出た場合は想定しているか。県内の廃棄物処理を1箇所に集中することからも、万一に備え検討すべき。

「確立した技術」については、安全性も立証されていることも必要

【回答】

E L Cが採用する処理技術等は、事業化確定後にE L Cで採用決定する予定です。現在のところパワーセンターではストーカー炉を主力とし、ガス化溶融炉を補完して採用する予定です。安全性が立証されている確立された技術を採用することとしておりクリーン化処理センターはガス化溶融炉を採用する予定です。このように類似機種を複数配置することにより相互補完が可能システムになっています。

メンテナンスの関係と故障時の対応に備えるため1つの炉を大きくせず、1炉200t/日処理の規模として、系列数を増やして対応するものとし、かつ実績のある技術を用いています。よって、各系列同時に稼働支障が出る事態となることは可能性は極めて小さいとE L Cは判断しています。なお、災害時の補完しあう施設を検討する中で万一の場合の対応を検討したいと考えます。

Q4 施設建設予定地は深さ50mを超える巨大な採石穴を汚泥や残土で埋め戻す土地であると聞いており、これが事実だとすれば、活断層が近くを走っていることもあるので、プラントや建築物の耐震設計だけでなく、不等沈下や地震時の流砂現象を防ぐために地盤改良あるいは基礎工事等についても災害対策が必要と考えるが、このことについての事実関係及びE L Cとして地盤に対してどのような安全対策を検討しているのか確認したい。

【回答】

各種の文献調査の結果、計画地直下に活断層はないことを確認しています。なお、神奈川県防災計画では想定される地震において、計画地の震度を5強から6弱程度と想定していますが、計画地の基礎工事等についても十分に考慮した上で、震度7程度の耐震設計を行うこととしており、安全確保に努めます。具体的な工法などについては、今後設計の精度を高める過程で順次明らかにしていきます。

(2) 事業主体の継続性

【金融機関（融資側）の求める要件及びその検討状況について】

Q5 金融機関側は融資実行の要件についてどのように考えているのか。また現状ではどのように判断しているのか。

(具体にあげられた要検討事項)

- 金融機関のリスク分析等の情報提供
- 「本事業が安定して継続できる仕組み」か否かの判断には、市町村からの一般廃棄物処理の委託により一定のごみ処理量が確保されることであり、このためE L Cは、1月中に市町村の意向表明を求めている。しかし、県内市町村では、その方法を含めこの時点での意思表示は困難だと思われる。その状況下で、ファイナンス側は「本事業が安定して継続できる仕組みか否かの判断」の要件をどう考えているのか
- 「エコループプロジェクト自体の安全性や事業の継続性の担保等を検証していく」としているが、検証時期はいつ頃を予定しているか。

【回答】

E L Cとして市町村等に事業の提案をさせていただくと同時に、金融機関(日本政策投資銀行、三井住友銀行)と相談をしている過程で、事業の安定性の担保として、最も理想的な形として市町村の意思表示をお願いしたものです。そして、現在の市町村の状況や感触を踏まえて、話を進めております。出資企業は、プロジェクトファイナンスを所用した経験が豊富にありその経験からも十分対応していただけるとの判断をしています。

リスク分析等ファイナンス関連については、3月2日に説明をさせていただきます。今後、E L Cが事業化を決定した場合には、市町村との勉強の場を通じ、同時並行的に進めております金融機関との検討内容をお示ししながら、具体的な契約内容を決定したいと考えています。

【市町村と金融機関との直接契約について】

Q6 市町村と金融機関との直接契約について、(1)その目的、(2)具体的な契約内容、(3)双方の債務内容の詳細について説明されたい。

また、本事業の継続性については、当該契約により委託市町村のみが融資を担保するのか。
(株)E L Cに処理委託する民間企業に対して何らかの負担を求めることは想定していないのか。

(具体にあげられた要検討事項)

- 事業者が純粋の民間企業であるため、倒産等により事業継続が不可能となった場合の対応は最大関心事項である。金融機関との直接契約の内容も含め、事前の明確化が必要
- 市町村と金融機関の間で締結する協定の具体的内容を確認する必要がある。
- 市町村と金融機関との間で直接契約を前提として、倒産等における対応を検討しているが、E L Cに委託を行う民間企業に対しても、同様な債務的権利を継承させなければ、市町村が不利的条件を課せられるのではないか。
- 契約の具体的な内容を検討資料として提示してほしい。
- 金融機関との直接契約の具体的内容の確認
- 金融機関と市町村の直接契約の双方の債務、債権などその内容を明確にすべきである。

【回答】

本事業における継続性の担保のひとつの方法として直接契約を定めようとしているものです。詳細を詰めていき契約内容を決定していきますが概略は次の通りです。

(1) その目的

直接契約は、E L Cに事業を委託する市町村と金融機関との間でなされる契約です。本プロジェクトは公益的事業であるため、事業を放棄することは、様々な課題を生みます。そこで、金融機関がその再建のために市町村と直接協議しながら、対応をとる旨を明示しておくものです。

(2) 具体的な契約内容

直接契約は金融機関が独自に再建対応をすることではなく、委託者である市町村と協議する旨の契約です。同時に金融機関は、出資者とも直接契約を締結し、事業の放棄の禁止、出資者としてE L Cの監督義務、株式の譲渡制限等を契約します。

(3) 双方の債務内容

直接契約においては市町村の債務は発生しない。

【その他】

Q7 経営が他者に変更される場合としては、天災の他にはどのようなものを想定しているか。

【回答】

契約は20年程度の期間を想定しており、この間に事業参加企業側も、市町村側もなんらかの理由で事業が継続できなくなる場合に対し、「絶対に撤退できない」ではなく、「事業が継続できなくなった場合の対応」を事前に取り決めておくものであり、詳細は今後の委託者側、金融機関との協議で決定されます。

天災の他にはテロを想定しています。

2 契約関係について

(1) 契約方法について

【長期債務負担行為について】

Q 8 市町村の長期契約はプロジェクトファイナンスの必須条件であり、長期契約には債務負担行為の設定が必要である。すなわち、予算（債務負担行為）の成立をもってプロジェクトファイナンスが成立するということだが、現実には予算化の条件として事業化の成立は必須であり、この事業化の成立にはプロジェクトファイナンスの成立及び増資の成立が必須であると解する。この「鶏と卵の関係」をELCはどう打開するつもりか。

【回答】

Q 5でも回答したように、市町村の明確な意思表示のもとに事業家を決定することが、理想ではありますが、ELCとして一定の判断をし、事業化を決定した後、債務負担行為の設定をお願いすることを考えています。

詳細は今後のELCと市町村の勉強会で検討していきますが、債務負担行為が成立した場合にプロジェクトファイナンスが実行されるというELCと金融機関との仮契約を市町村に示すことで、議会の承認を得ていただくことなどを想定しております。

【長期基本契約について】

Q 9 長期基本契約とはなにか、特に各項目の内容について欄ELC側の想定について詳細に説明願いたい。また、当該契約の解除条件について、同様に現時点での想定を説明願いたい。

(具体にあげられた要検討事項)

- 長期基本契約とは何か。また、途中解約が可能であるか。

【回答】

1. ELCが事業化を決定した場合にはELCと市町村の勉強会を開催し、その中で詳細を詰めていき契約内容を明確に決定していきます。ELCが考えている内容については以下の通りです。

①長期処理委託契約

- ・長期の処理量計画並びに処理計画の契約上の取決め等
- ・処理料金に関する取決め等
- ・安全規定に関する取決め等

②エコレープセンターの処理責任義務に関する内容

- ・事業中止及び放棄の禁止等
- ・適正処理義務に関する取決め等
- ・経営監理委員会への情報開示義務（モニタリングの実施）等
- ・各ペナルティ条項等

③経営監理委員会に関する内容

- ・経営監理委員会の権限、役割及び委員の選任等
- ・経営監理委員会の運営規定等

④単年度契約に関する事項

⑤副生成物の活用に関する事項

- ・市町村の電力購入に関する規定等

この情報は、逗子市等の有価物をELCが直接販売することに関する規定等
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

⑥不可抗力・法令変更に関する取決め等

2. 中途解約は可能と考えていますが、他市町村に迷惑をかけることも勘案し、解約料（ペナルティ）が発生する規定も必要と考えています。

(2) 適正な処理価格の担保について

【処理料金（試算）の算出根拠について】

Q10 処理経費について、試算における算出根拠を明確にされたい。

(具体的にあげられた要検討事項)

- 処理経費について算出根拠を明確にし、行政側として適正価格であるのかを検証する必要がある。
- ELCが提示している処理価格の具体的な検証が必要である。

【回答】

施設の規模等を特定する必要があるため、現在作成中です。

ELCが事業化を決定した場合にはELCと市町村の勉強会を開催し、その中で明示していきます。

【処理料金の改定方法について】

Q11 処理料金の改定について、(1)改定が必要となる要素、(2)要素ごとの株ELCと委託市町村とのリスク分担について、現時点での考え方を説明されたい。

(具体的にあげられた要検討事項)

- 処理料金改定方法の検討

【回答】

処理料金の改定要素としては、①法令等の基準の変更による追加費用の発生②大幅な物価上昇による処理コストの増加③大災害の発生による費用の発生等を想定しています。

この場合のELCと市町村の関係ですが、ELCとして最大限の経営努力を前提にしても、料金改定をお願いすることもあると考えています。

その際には経営監理委員会に必要な情報を提供し、委託者の合意と納得の中で、料金を決定していくことを考えています。(説明資料：プロジェクトファイナンス参照)

(3) 経営監理委員会について

【経営監理委員会の権能等について】

Q12 経営管理委員会の権能について詳細に説明されたい。特に、融資する金融機関、あるいは㈱E L C株主との関係で、当該委員会がどのような権能を持ちうるのかについて、法律的な観点も含めて説明をされたい。

(具体にあげられた要検討事項)

- 経営監理委員会の権能の検討
- 経営監理委員会の権限を株主、金融機関との関係で明確にする必要がある。
- 経営監理委員会の位置付けや役割が明確でない。

【回答】

本事業の内容を常時確認・検証をする機関として位置付けている。E L Cは経営に関する情報を経営監理委員会に開示し、経営監理委員会は経営に関する基本的事項の調査権並びに適正処理に関する調査権を有するものとして考えています。E L Cの公益的事業の性格に鑑み、法に根拠はありませんが、事業の透明性を図るため、委員会の設置を前提に融資、出資をお願いすることとしています。

Q13 経営管理委員会に参加する市町村間の関係について、㈱E L Cへの出資の有無によりその権限に違いが生じるのか、生じるのであれば具体的にはどのような点が想定されるか。

【回答】

これまでE L Cは民間企業で構成されることを想定して、その場合に市町村の一般廃棄物処理責任を担保できる仕組みとして経営監理委員会を検討してきました。市町村側が出資する場合には、出資者として事業に加わることで処理責任を担保できることになるものと考えています。

Q14 E L C事務局からは「金融機関が、委託者である市町村が経営監理委員会に参加するのは経営上支障が生じる恐れがあると言っているので、市町村は参加できなくなった」という説明を受けたが、これはE L Cとしての方針なのかどうか確認したい。経営監理委員会に市町村が参加できないとすれば、経営監理委員会の位置付け、あるいは機能はどのようなものになるのか、また、委託した市町村が事業の内容をチェックできるシステムが、経営管理委員会に代わって設置されるのか確認したい。

【回答】

経営監理委員会には、Q 1 2の回答の通り市町村に参加していただくこととしています。

(4) 中継施設の整備について

【中継施設の必要経費について】

Q15 中継施設について、処理規模に応じた標準的な(1)整備費用（必要な敷地面積を含む。）、(2)維持管理費用について、より精度の高い積算根拠を提示されたい。

(具体にあげられた要検討事項)

- 中継施設の整備費算出の検討
- 中継施設の標準的な整備及び維持管理費用の算出
- 必要敷地面積等規模を含めて、もう少し精度の高い費用積算が必要。焼却施設など既存の施設を含めた中間処理施設を転用する場合の工期、概算費用も知りたい

【回答】

中継基地の計画緒元を明らかにしていただければ、E L Cとしては、整備費算定のお手伝いをいたします。概要としては次の通りと考えています。

主な設備としてパッカー車とコンテナの計量機、受入ホッパ、破碎設備（粗大ごみ用）、圧縮設備、コンテナ移動設備、集塵・脱臭設備を想定しています。その他給排水、電気・計装設備等のユーティリティが必要となります。なお、中継施設は、立地条件により費用は大きく変動するため、個別の条件で計算していく必要がありますが、インフラの整備された適切な用地があり、諸機械が整っている場合においては、さほど設備投資はかからないと思料しています。

Q16 中継施設を設置する場合、臭気対策、水処理対策の問題がある。特に、財政負担を踏まえ、臭気対策を考慮すると、収集したごみは、即日処理施設へ運搬する必要があると思料するが、いかがか。この場合、要施設規模は大きくなるものと思われるが、施設規模の算定基準を示してもらいたい。

【回答】

中継施設では極力貯留せずに、原則として当日中にコンテナで収集する計画としており、そのため処理施設は365日稼動で無休の計画としています。

Q17 鉄道輸送に対する危機管理について「トラック輸送等の代替策」を考えているとのことだが、同時にコンテナ内の保管もあるように聞いた。この場合、コンテナの保管場所は中継施設か。その規模はどの程度を予想するのか。

【回答】

大規模災害時の対応は、Q1回答の通りですが、トラック代替はE L Cの責任で対応します。緊急事態への対応としては中継施設での保管もありうると考えていますが、E L Cとして短期間で課題が解決できるよう今後一層具体的につめていきます。

(5) その他

【部分委託について】

Q18 市町村の焼却施設から排出される焼却灰など一部の受け入れも可能か。また、その場合でも事業の継続性は担保できるか。

【回答】

焼却灰など一部の受入は可能です。焼却灰であっても継続的な処理委託となる場合においては、施設の財源計画との関係で、長期契約を前提としてお願いしたいと考えている。その場合の事業の継続性については、通常の処理と特別変わらないと考えています。

3 委託効果の検証について

(1) 委託効果の検証

【委託効果の検証】

Q19 資源化の推進、コスト、環境対策それぞれの面から、現状と比較した委託効果について提示されたい。

(具体にあげられた要検討事項)

- 委託によるコスト、環境対策面での比較が必要

【回答】

委託効果として以下を考えている。

(1) 資源化の推進

リサイクル可能な廃棄物は従前どおり市町村においてリサイクル、リユースに努めていただくこととしています。本プロジェクトでは、従来焼却していた厨芥ごみ(有機資源ごみ)を分別することにより、資源化を図ることにより焼却量を削減します。このように分別を進めた場合、それぞれを小規模な施設で中間処理することは効率的ではなく、広域的に行うことで厨芥ごみや可燃ごみからのエネルギー回収効率が増します。

(2) コスト

リサイクルごみ以外の廃棄物処理に要する財政負担の低減が図れます。

(3) 環境対策

神奈川県全域をとらえた場合、総量での環境負荷並びにCO₂の排出を大幅に削減することをELCの基本目標としています。

【物流費について】

Q20 ELCの提案書では「物流費として1t当たり4,000円程度必要となる」とされているが、想定した中継施設からJR御殿場線駿河小山駅までの運搬経費について、日本貨物鉄道や収集運搬業者に問い合わせたところ、1t当たり約9,000～11,000円という試算結果になった。この試算結果が正しければ、処理料金と合わせた委託コストが非常に高額になってしまうことから、ELCにおいて日本貨物鉄道等に確認し、貨物料金表などのバックデータを示した上で、早急に正確な物流費(運搬費)を提示してもらいたい。

【回答】

ELCが物流業者と協同して実施した神奈川県全域を対象とした物流費の試算は、4,000 円/t程度との結論を得ています。

Q21 駿河小山駅から計画地までの引込線について、「鉄道の敷設は技術的に難しく日本貨物鉄道は断念した。」、また「引込線は鮎沢川と国道246号線を跨ぐ橋梁を整備しなくてはならない上、運行面でもコストがかかる」といった情報があるが、事実関係を確認したい。また、この情報が事実だとすれば、誰が引込線を整備し、運行・維持管理を行うのか、またこの費用は委託コストにどのように跳ね返ってくるのか確認したい。

【回答】

鉄道引込み線の実施計画は変更していませんし、詳細を鉄道会社と協議中です。その費用は35億円程度を想定しており、これは委託費のコストに含まれます。

Q22 各市町村がごみを大幅に減量すれば委託量の減量につながり、処理コストの上昇につながる恐れがある。その対応を整理しておくことが必要ではないか。

【回答】

廃棄物の減量化は地域にとっても、また国策としても達成すべき最大課題であると考えています。本プロジェクトにおいては、各市町村よりご提出いただく長期処理量計画に沿って廃棄物の減量化を前提として事業計画を検討することとしています。しかしながら、減量化がどのような推移を経て進行するかは、現状において長期に見通すことは甚だ困難ですが、今後とも現実の推移や、各市町村の将来計画や取り組みを注視しつつその動向を業務運営に反映させていくこととしています。

その中で、廃棄物量と処理施設のバランスが求められることとなりますが、そのバランスに将来不整合が生じた場合においても①一般廃棄物についていえば、市町村の段階的な参加による増量が考えられること。②産業廃棄物については、県内処理を推進していくため、一廃に対する産廃比率が徐々に拡大すると考えられること等の要因を踏まえて経営をしていくこととなります。

Q23 大量焼却主義の固定化につながるのではないかと批判が一部にあり、エコループプロジェクトに参加することによって、市町村の減量化、資源化が推進されるということを明確にする必要があると考えるがどうか。

【回答】

本プロジェクトは、廃棄物の減量化・資源化を基本としながらも、発生する廃棄物をより高効率の方式で再資源化適正処理することを基本方針としています。

従って、市町村における減量化、資源化の推進やその成果を踏まえた事業方針を組み立てることとしています。

エコループプロジェクトは、廃棄物の性状による処理と資源化を徹底する計画であり、厨芥ごみや剪定枝などが焼却されずに再資源化されることにより、現状に比べて焼却量の割合は20%程度減少させることを想定しています。さらに、各処理システムにおいて発生する残渣物を溶融し資源化処理することが可能となるため、最終処分をほぼ“ゼロ”とすることが可能と考えています。

4 その他

【事業化見込みについて】

Q24 事業化の最低規模は100万人、一般廃棄物の数量はパワーセンター700t/日、有機物資源化センター200t/日としているが、現段階でその数値が本当に見込めるのか。事業化のスケジュールに変更はないか。一廃、産廃の量について、現在調査の精査などFSはどこまで進んでいるのか。

【回答】

現在鋭意作業中であり、3月末にはELCとしての方針を決定する予定です。

【貨物駅における地元対策】

Q25 貨物駅に大量の廃棄物コンテナが集中することが予想され、既に地元住民から反対の抗議を受けているが、住民への説明責任は事業者であるELCが負担すべきと考えるが、ELCの対応について確認したい。

【回答】

事業者であるELCが説明責任を果たすことが基本と考えていますが、地元及び利用市町村のご協力をお願いします。

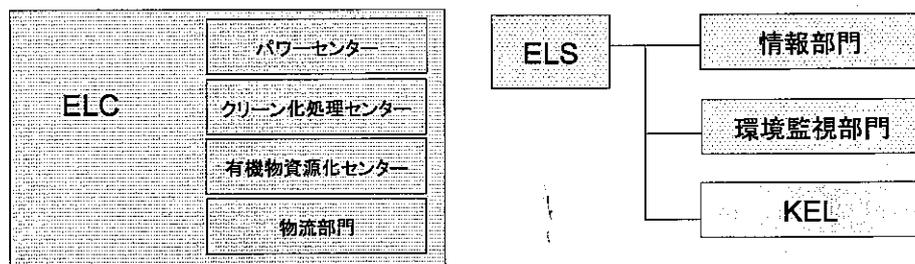
【物流新会社について】

Q26 市町村とELCとの役割分担の中で、コンテナの積み替え、コンテナ輸送はELCの役割としており、1月時点の回答では「中継施設からのコンテナ輸送に関しては別会社を新設する予定である。」、また距離による運搬経費格差について「現時点では運搬経費を一律にする予定であるが、市町村との協議により決定したい」としている。ここでいう「物流新会社」とはどのようなものか、設立予定時期はいつなのか、またELCとの関係はどうなるのか。更に運搬経費はどのようにして決まるのか確認したい。

【回答】

物流部門は、中継施設から処理施設までの廃棄物の運搬を担当する社内カンパニーの位置付けを想定しています。従って、事業の進捗にあわせ、社内規定で明示していきます。経費は市町村に判断いただく情報を開示してから決めていきたいと考えています。

■会社の形態(案)



※ELSはエコループサービスの略称

【協力企業との関係について】

Q27 協力企業と㈱ELCとの打合せ内容について、現時点での状況を説明されたい。

(具体にあげられた要検討事項)

- ELCが協力企業と打合せをしている内容はどこまで進んでいるのか資料を開示すべきである。

【回答】

ELCは多くの出資者や協力企業の力を結集して本プロジェクトをつめているところです。ELCが提案しているシステムや技術的な検討等は全てにおいて「出資者」と協力企業の力を得ています。また、事業スキームに関しても「出資予定者等」と事業の安定的な継続性を前提として将来の増資も含めて協議しています。現時点においては、出資者との機密保持の関係があるため資料の開示は出来ません。

5 一般的な事項に関する説明要望

・プロジェクトファイナンスのより詳細な説明 (一般論～本事業の具体的内容に沿った説明)

(具体にあげられた要検討事項)

- プロジェクトファイナンスのより詳細な説明を求めたい。
- 特別目的会社は他事業の損益に影響されず、安定的継続的事业を本当に行えるのか。

勉強会資料

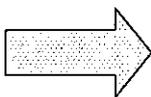
プロジェクトファイナンスの概要

平成17年3月2日
株式会社 浜銀総合研究所
戦略研究部

1

プロジェクトファイナンスとは

- ・特定のプロジェクトのための融資。
- ・原則として、当該プロジェクトが生み出すキャッシュフロー・収益のみを返済原資とする融資である。
- ・ファイナンスの担保は当該プロジェクトの資産。



- ・融資返済は、企業信用ではなく、事業の収益性、安定性に依存する。
- ・実質的な事業主体への遡求性が皆無、ないし限定的であるのが特徴。
- ・以上の条件を満たすため、当該プロジェクトのために設立された特別目的会社(Special Purpose Company)を借主とすることが多い

2

コーポレートファイナンスとの違い

	コーポレートファイナンス	プロジェクトファイナンス
借入人	既存企業	特別目的会社(SPC)
実質事業主体	借入人	出資者等
返済原資	企業全体のキャッシュフロー	原則当該事業が生み出すキャッシュフローに限定
実質事業主体への遡及権	あり	皆無/限定的 (ノンリコース/リミテッドリコース)
担保	借入人が所有する財産の一部 (換価性を重視)	プロジェクトの全資産・権利 (事業継続性を重視)
審査	借入人の信用力(=借入人の過去の業績、現在の財務状況、将来業績予想などの総合力で返済の可能性を判断)	当該事業の持つ各種リスクを分析し、事業の収益性・安定性から返済の可能性を判断
契約形態	各銀行定型書式による融資契約、担保契約。各行との個別・相対が基本。	案件毎のオーダーメイドの契約書。銀行はアレジメントを中心に関資団を結成し、同一の契約書に調印、債権者間契約に依って意思決定方法等を取り決め。(シンジケート・ローン方式)

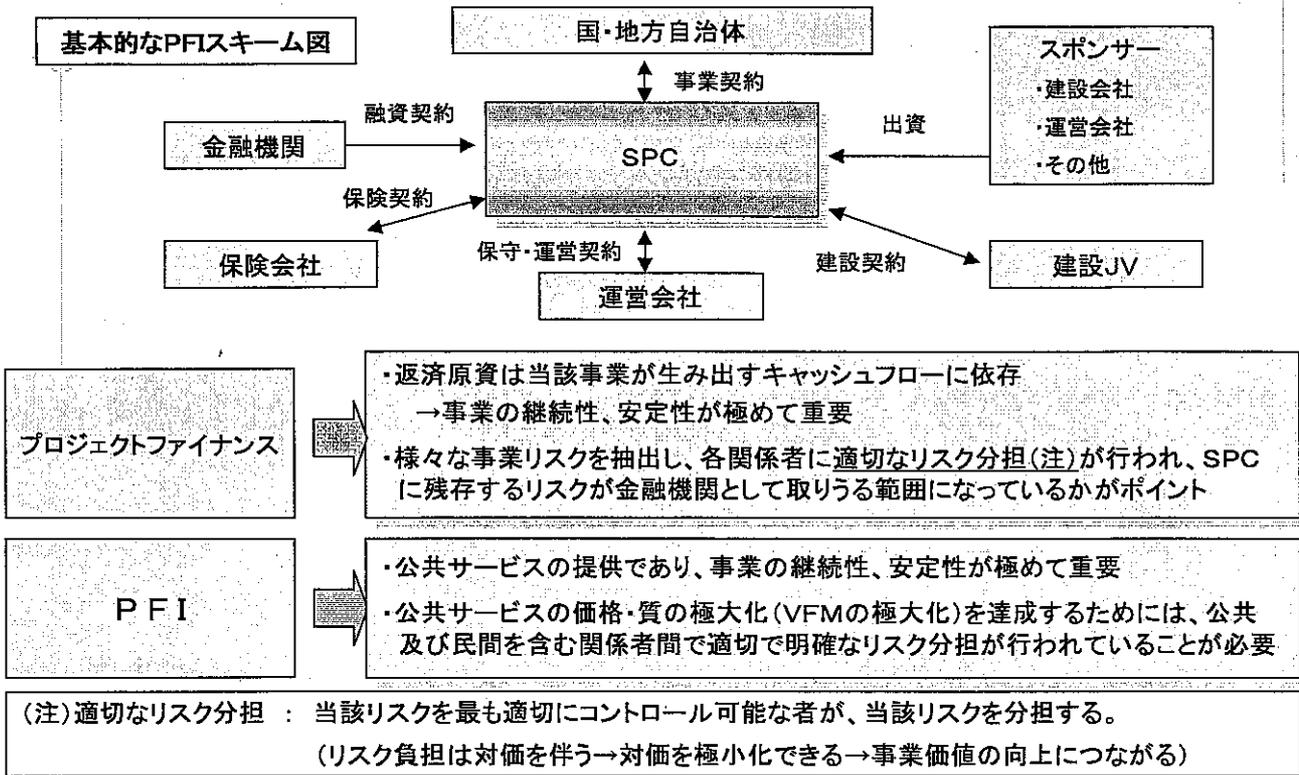
美原融/赤羽貴 著「PFI実務のエッセンス」等より浜銀総合研究所作成

3

実質事業主体からみた プロジェクトファイナンスのメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>【適切なリスク分担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なリスク分担による事業価値向上 ・実質事業主体のリスクが限定される <p>【資金調達手段の多様化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の収益力を活用した調達が可能 	<p>【スキーム関連コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑なスキーム組成に伴うコスト負担 ・SPC設立コスト・維持コスト負担

PFIとプロジェクトファイナンスの親和性



美原融／赤羽貴 著「PFI実務のエッセンス」等より浜銀総合研究所作成

5

リスクの種類(例)

○設計・建設リスク

- 設計リスク
- 建設費用増加リスク(cost over run)
- 工期遅延リスク(time over run)

○オペレーションリスク

- 施設運転に関わるリスク
- 施設補修に関わるリスク
- 業務パフォーマンスの低下リスク

○マーケットリスク

- 需要リスク
- 価格変動リスク
- 金利変動リスク

○不可抗力リスク

- 地震、火災、洪水、暴動等

○法制度リスク

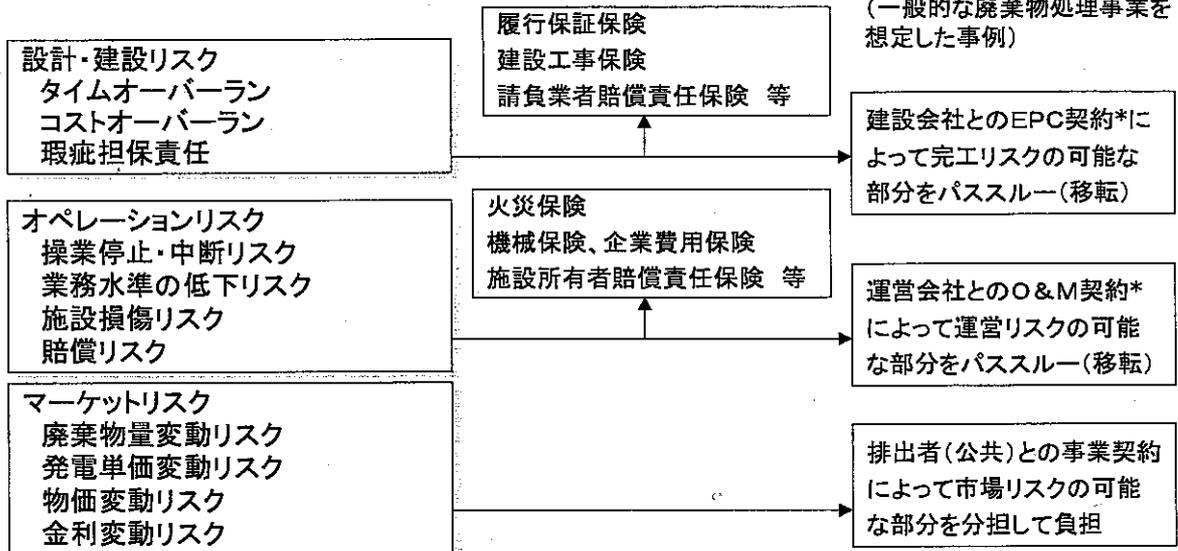
- 法制度の変更リスク
- 税制の変更リスク

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

6

プロジェクトファイナンスのポイント① 「リスク分担」

- 1 各種業務委託契約によるリスク分担(各事業者へのパススルー(移転))
- 2 保険によるリスク分担



* EPC契約: (Engineering-Procurement-Construction)設計・調達・建設契約、建設工事請負契約

* O & M契約: (Operation and Maintenance)維持管理・運営委託契約

7

プロジェクトファイナンスのポイント② 「担保権設定」

原則、SPCの所有するすべての資産及びすべての権利に第三者対抗要件を具備した担保権を設定する。

担保の対象

- ・不動産／動産に対する抵当権
- ・事業契約／プロジェクト関連契約に基づきSPCが有する権利に対する質権または譲渡担保設定
- ・事業契約／プロジェクト関連契約上のSPCの地位に対する譲渡予約
- ・預金返還請求権に対する質権または譲渡担保設定
- ・保険金請求権に対する質権
- ・SPC株式に対する質権または譲渡担保設定

目的

事業の安定的な継続のため、第三者からSPCの資産、権利を保全し円滑な事業継承を実現する。⇒ステップイン(事業継続のための介入)



換金性のみに着目している訳ではない

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
公布したものです。
逗子市

8

プロジェクトファイナンスのポイント③ 「キャッシュフロー管理」

事業が生み出すキャッシュフローが唯一の返済源資

⇒厳格なキャッシュフローの管理が必要

○エーエージェント銀行に複数の預金口座を開設し、エーエージェント銀行が監視・管理する

口座の例 ①収入金受取口座 ②税金支払口座 ③営業費用支払口座 ④元利金返済口座
⑤各種リザーブ口座、リリース口座 等

○キャッシュフローの支払充当順位をあらかじめ明確に定めておく(ウォーターフォール)

各種リザーブ

○返済充当金積立(DSRA:Debt Service Reserve Account);不測の事態に備え、一定回数分の元利金返済充当金を当初に積み立てる。

○違約金積立金;事業契約が解除される場合に発生する違約金を当初に積立てる。

○修繕積立金;大規模修繕に備えて、前もって一定額を積み立てる。

9

プロジェクトファイナンスのポイント④ 「オーダーメイドの融資関連契約書」

融資契約書

- ・通常、銀行取引約定書や定型化された金銭貸借契約書を前提としない
- ・各種条件を事業スキームに合わせ、オーダーメイドで作成していく

- ・貸出実行条件
 - ・期限の利益喪失事由
 - ・誓約条項(コベナンツ) 等
- <作為誓約と不作為誓約>

エーエージェントが融資団を代表して
モニタリングを行う

その他

- ・債権者間契約書
- ・金利スワップ契約書
- ・各種担保契約書

プロジェクトファイナンスのポイント⑤ 「直接協定(DA; Direct Agreement)」

事業継続性の確保は公共・金融機関共に重要なポイント



直接協定(直接契約)の締結

問題が発生した場合、公共と金融機関との間で、事業継続のため治癒やステップイン(介入)する際の必要事項等を規定したDAを締結する。

公共サイドの必要性

- ・公共サービスの安定性、継続性の確保。
- ・債権保全を目的とする金融機関による一方的な資金回収・資産処分の回避。
- ・金融機関のステップインによる事業再建を図れる。

金融機関サイドの必要性

- ・事業継続によるキャッシュフローが融資金回収の前提(担保資産処分による資金回収は現実的には困難な場合が多い)
- ・公共サイドの一方的事業破棄リスクの回避。(事業解除事由発生時の金融機関による事業再構築の機会確保。)

11

プロジェクトファイナンスにおけるキャッシュフローの評価

ODSCR(Debt Service Coverage Ratio)

$$= (\text{各年度元利金返済前CF}) / (\text{当該年度返済元利金})$$

指標の意味: 当該年度のキャッシュフローが元利金の支払に対してどの程度余裕があるかを示す。

OLLCR(Loan Life Coverage Ratio)

$$= \Sigma (\text{借入期間に渡る元利金返済前CFの現在価値}) / (\text{借入元本})$$

指標の意味: 融資期間中に生み出されるキャッシュフローが、借入金総額から見てどの程度余裕があるかを示す。

12

ブロックの質問事項に対する県の考え方について

- 1 市町村としてエコループセンターに事業を委託した時点で、代替の処理施設がなくなるものと考えている。そのため、万一、エコループセンターで処理できなくなった場合の万全の体制を取っておく必要がある。しかしながら、エコループセンターの見解は、市町村が納得できるものではないと考える。神奈川県として、災害時を含めた事故等故障時においても八都県市と連携を取り、処理する体制を確保するなどの措置が必要である。

〈関連意見〉

大規模災害に対する対策について「8都県市はもとより、より全国的な相互応援体制の中に組み込んでいただくようにELCは要請する。」としているが、より全国的な応援体制とは何か。その体制作りについて県の役割は何か。

(回答)

- 災害時における廃棄物処理についての広域連携のあり方については、行政として検討すべき事項と考えていますので、広域行政を担う県としての考え方を整理し、ブロック等との検討を深めることとしたいと考えています。

- 2 神奈川県のエコループプロジェクトに対する姿勢を市町村に明確にすべきである。

〈関連意見〉

- 「ELC」が設立したことによる県の見解が何時になっても見えてこないため、「ELC」についてはあくまでも民間組織のため検討については、各市町村に委ねるとのこと。選択の判断が困難な状況である。
- 県がリーダーシップをとることが望ましいと考えられる。このままでは、いつまでも平行線で判断はつかない。
- ごみ処理広域化とエコループの関係についても、神奈川県として今後、どのような姿勢で対応していこうと考えているのか明確にしてください。
- 事業が動き出せば、今まで以上に、県として、「本事業に対する明確なスタンス」や「自区内処理責任の考え方」などが求められるのでは。

(回答)

- このプロジェクトは、ごみ処理広域化の観点からも、民間活力の活用という意味で、有効な選択肢の一つと受け止め、事業化調査の進捗に応じて、必要な情報収集や提供に努めています。
- このプロジェクトが事業化の段階に入った場合には、勉強会を一步進めて課題解決型の検討会に移行するなど、公共性の高いこの事業の確実な展開が図られるよう、適切な支援や協力をしていきます。
- こうした中で、事業化の段階に入った場合には、県の出資についても前向きに検討します。また、このプロジェクトは県西地域の活性化にとっても大きな弾みになることが期待されるので、地元自治体が行うインフラ整備等に対する支援についても、広域行政の視点から十分配慮していきたいと考えています。
- なお、一般廃棄物の市町村の処理責任との関係など、委託するための法律上の整理等をおく必要があると考えています。

3 市町村はプロジェクトファイナンスや銀行との直接契約など、普段ほとんど経験したことがない対応を求められている。神奈川県として、積極的にそのシステムを市町村に説明することや、率先して事業主体の継続性を確保するなどの対策を検討願いたい。

〔〈関連意見〉

神奈川県の実業主体の継続性に対する考えを市町村に明確にすべきである。〕

(回答)

- このプロジェクトのスキームやプロジェクトファイナンスについては、事業主体に対し必要な説明を求めるとともに、行政として課題等を整理していく必要があると考えていますので、そうした趣旨から本勉強会を進めているところです。
- また、このプロジェクトが事業化の段階に入った場合には、公共性の高いこの事業の確実な展開が図られるよう、勉強会を一步進めて課題解決型の検討会に移行し、さらに検討を進めていきたいと考えています。

4 市町村として、ごみ処理事業で長期債務負担行為を設定することは現時点では難しいと考える。このプロジェクトが神奈川県35市町村を対象にしていることを考えれば、県として契約方法や一般廃棄物の処理委託に関する簡易な対応方法等の考えがあるのではないかと。

(回答)

- ELCに委託する場合の、随意契約理由や債務負担行為の設定等の契約方法については、県としてもこのプロジェクトの活用を見定める上で行政側が確認しておくべき大切な事項の一つであると考えていますので、本勉強会において課題として検討を進めているところです。
- また、このプロジェクトが事業化の段階に入った場合には、勉強会での整理内容を踏まえ、検討会でさらに検討を進めていきたいと考えています。

5 中継施設については、今後の交付金の対象になるのか。

(回答)

- 中継施設の機能・規模等が現時点では明確ではありませんが、環境省が現時点で示している内容によれば、平成17年度に創設される「循環型社会形成推進交付金制度」において、循環型社会形成推進地域計画に位置づけられた場合には、廃棄物運搬中継施設は交付金対象になると思われます。

6 神奈川県では、今後他の事業者からプロジェクトの提案があった場合、行政の立場から今回同様に県下一斉に提案内容を検証する勉強会を行うのか。

〔〈関連意見〉

処理コストが安い事業者が提案してきた場合、神奈川県としてはELCから当該事業者積極的に関わる可能性があるか。〕

(回答)

- 今回の勉強会を行う理由については、設置にあたって呼びかけた趣旨のとおりです。

エコループプロジェクトの経緯と概要

参考

1 事業概要

一般廃棄物と産業廃棄物を総合的にリサイクル、適正処理することを目標に、最終処分ゼロを目指したごみ処理事業、リサイクル事業、物流事業、環境監視事業等を民間事業として行う。

2 経緯

- (1) 県と民間が協同して研究を行い、県全域を対象に環境負荷や効率性の面から理想的な将来の廃棄物処理システムとして「神奈川県廃棄物処理対策～全体構想～」をまとめた。
(平成13年3月)
- (2) その後、全国的な応用の可能性も検証するため、「100万人リサイクル地域モデル研究」をNPO法人環境テクノロジーセンターが主体となって行っており、県はその研究に協力している。
- (3) 上記の研究成果を踏まえ、廃棄物の総合的な資源化・適正処理システムを民間の手で具体化しようとする構想である「エコループプロジェクト」が環境テクノロジーセンターを中心にとりまとめられ、平成16年2月10日に開催された「エコループプロジェクト事業報告会」において事業化構想が提案された。
- (4) エコループプロジェクトの事業主体となる株式会社エコループセンターが設立（平成16年7月6日）され、また併せて、山北町からは、NPOからの提案を踏まえて、立地候補地として検討を進める意向が表明された。

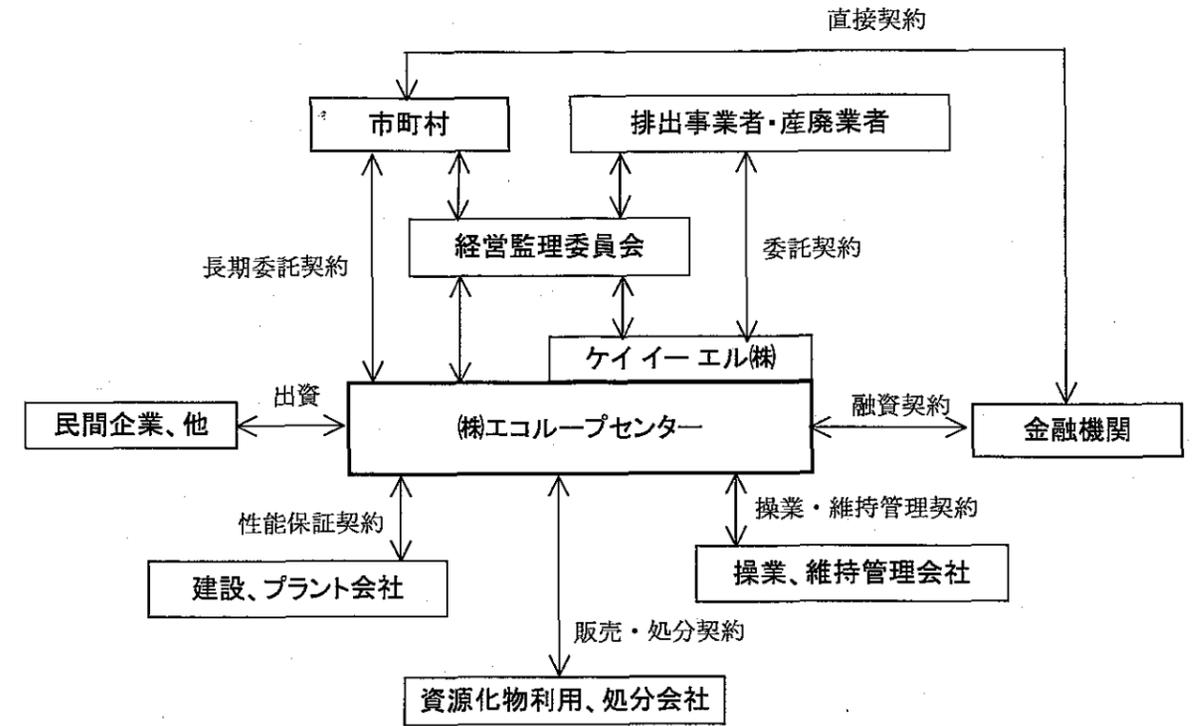
3 提案対象地域

横浜市及び川崎市を除く県内35市町村

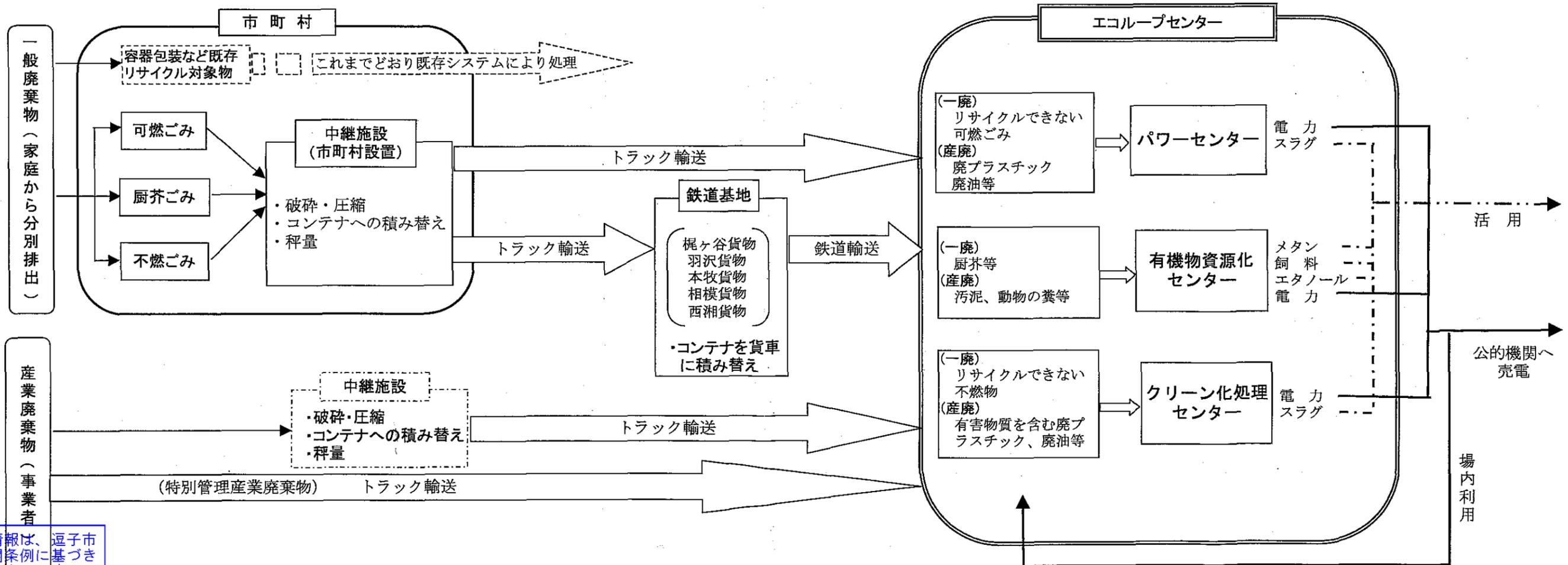
4 スケジュール

- 事業化調査（フィージビリティスタディ） 平成16年度
- 事業準備・許認可 平成17～19年
- 施設建設工事 平成20～22年
- 処理事業開始 平成22年下期

【運転開始後の役割分担】



【廃棄物処理の流れ】



この情報は、逗子市情報公開条例に基づき
 公布したものです。
 逗子市